

平成23年度
男女共同参画社会の形成の状況

第1部

男女共同参画社会の 形成の状況

多くの尊い命が失われ、我が国に甚大な被害をもたらした東日本大震災の発生から1年3か月が経過した。今もなお、深い悲しみの中、多くの方々が不自由な生活を余儀なくされており、福島県では、東日本大震災に伴う原子力発電所事故により、大変な心労や不安を抱えている。

被災地では、一日も早い生活の安定や地域における暮らしの再生に向け、様々な取組が行われている。震災への対応は正に継続中であるが、一方で、今後このような大規模災害が発生したときに備え、防災対策の充実・強化が急務である。

本特集では、東日本大震災時の状況及び国等の対応について、男女共同参画の視点から検証を行うとともに、現在進行中の防災・復興対策の中で、あるいは未来に向けて、教訓として常に留意すべき事柄を明らかにする。

特集のポイント

第1節 東日本大震災の発生

- 岩手県、宮城県及び福島県における死者数は女性が男性より多く、女性の死者数の約4分の1が80歳以上となっている。
- 津波避難等に関する被災者へのアンケート調査では、女性は避難の呼びかけ等の情報を家族や近所の人から入手し、複数人で避難するなど、地域の人とのつながりが強いことが分かる。

第2節 被災者の状況

- 人口移動の状況を見ると、福島県では、0～14歳の男女とその親世代の中心となる25～44歳の女性の転出超過数が前年に比べ大幅に増加している。
- 沿岸部では、女性の求職者数が比較的多い食料品製造の職業で求人倍率が低い一方、建設・土木の職業等では求人件数が求職者数を上回っている上、女性の求職者数が極めて少ない。
- 震災による健康への影響を見ると、睡眠障害、心の元気さ共に、男性よりも女性でより強い影響が見られる。

第3節 復興に関する施策

- 東日本大震災からの復興の基本方針において、「復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する」こととされているが、被災地方公共団体における復興計画策定に当たっての委員会等への女性の参画割合は低い。
- 被災地における女性の就業・起業等を支援する取組が実施されている。

第4節 東日本大震災の教訓を未来へ

- 東日本大震災の発生を踏まえ、防災基本計画が修正され、男女共同参画の視点からの記述が拡充したが、地方防災会議における女性委員の割合は低い。
- 東日本大震災の教訓からは、災害対応における男女共同参画の視点が重要であること、多様な主体による円滑な災害対応のためには、国・地方公共団体、男女共同参画センター、大学、NPO、NGO、地縁団体、企業等の日頃からの連携が重要であること、また、防災・復興における政策・方針決定過程への女性の参画が必要不可欠であることが改めて明らかとなった。

第1節 東日本大震災の発生

1 震災の発生

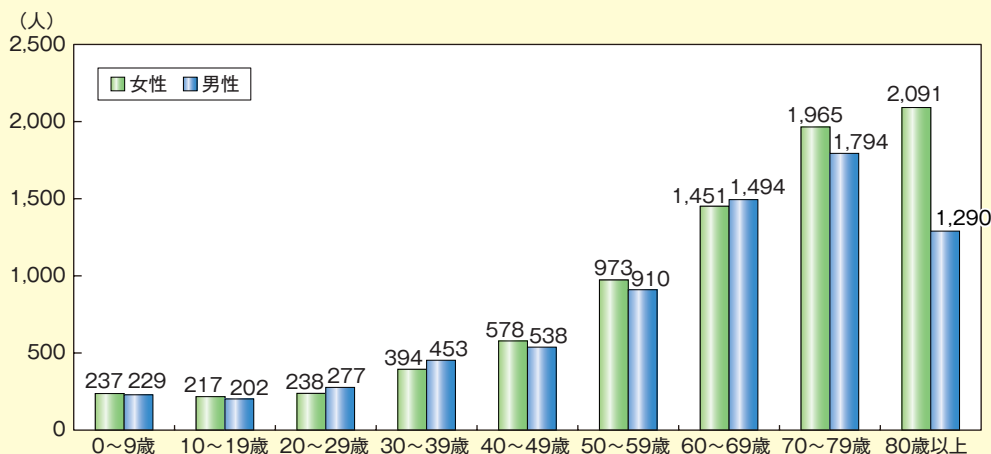
平成23年3月11日（金）14時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の地震が発生した。この地震により、宮城県北部で震度7、宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部及び栃木県北部・南部で震度6強、岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、福島県会津、群馬県南部、埼玉県南部及び千葉県北西部で震度6弱が観測された。また、太平洋沿岸を中心に高い津波が観測され、特に東北地方から関東地方の太平洋沿岸では大きな被害が生じた。さらに、東京電力福島第一原子力発電

所が深刻な被害を受け、大規模な原子力発電所事故が発生した。

被害が大きかった岩手県、宮城県及び福島県の3県における死者のうち、検視等を終えた者（平成24年3月11日時点）は、女性8,363人、男性7,360人、性別不詳63人となっており、女性が男性より1,000人程度多い。この差は、ほとんどが70歳以上の死者数の差によるもので、高齢者で男女の死者数の差が大きくなっている（第1-特-1図）。

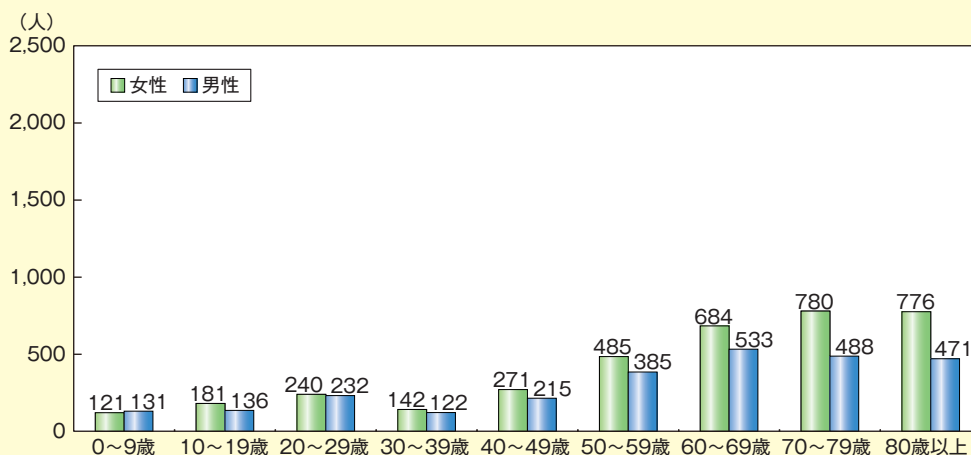
なお、平成7年に発生した阪神・淡路大震災における兵庫県の死者数は、女性3,680人、男性2,713人と、女性は男性に比べ約1,000人多く、女性は男性の約1.4倍であった（第1-特-2図）。

第1-特-1図 東日本大震災の男女別・年齢階層別死者数（岩手県・宮城県・福島県）



(備考) 1. 警察庁「東北地方太平洋沖地震による死者の死因等について【23.3.11～24.3.11】」より作成。
2. 性別不詳、年齢不詳は除く。

第1-特-2図 阪神・淡路大震災の男女別・年齢階層別死者数（兵庫県）



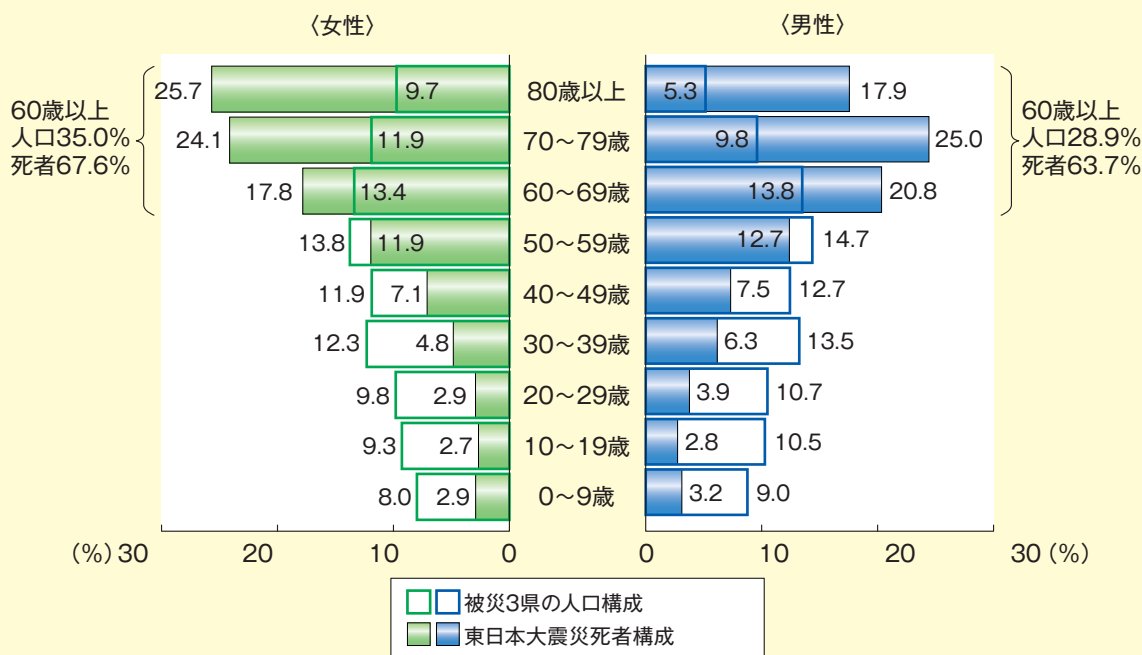
(備考) 1. 兵庫県「阪神・淡路大震災の死者にかかる調査について」（平成17年）より作成。
2. 性別不詳、年齢不詳は除く。

阪神・淡路大震災では、死因の70%以上が建物の倒壊等に伴う窒息・圧死によるものであったが、東日本大震災では、死因の90%以上が津波に巻き込まれたことによる溺死となっている。

岩手県、宮城県及び福島県の死者数と、平成22年国勢調査に基づく3県の人口とを男女別・年齢階級別に比較すると、人口に占める60歳以上の割合が、

女性35.0%、男性28.9%であるのに対し、死者数に占める60歳以上の割合は、女性67.6%、男性63.7%となっており、人口に占める割合に比べて、男女を問わず高齢者が多く犠牲となったことが分かる。女性では、80歳以上の人口は1割に満たないが、死者数の4分の1以上となっている(第1-特-3図)。

第1-特-3図 東日本大震災における男女別死者数と地域人口の年齢構成比較(岩手県・宮城県・福島県)



(備考) 1. 警察庁「東北地方太平洋沖地震による死者の死因等について【23.3.11～24.3.11】」及び総務省「国勢調査」(平成22年)より作成。
 2. 数値は男女それぞれを100としたときの各年齢階級の構成比(%)。
 3. 被災3県の人口構成は、年齢不詳を除く。東日本大震災死者構成は、性・年齢不詳を除く。

2 救出・救助活動等

今回の震災では、被害が広範囲にわたったことから、警察、消防、海上保安庁及び自衛隊が連携し、大規模な救出・救助活動が行われた。

警察庁では、全国の警察機関から部隊を派遣し、広域緊急援助隊が、被災地の県警察と一体となって被災者の救出・救助や行方不明者の捜索等を実施した。平成24年5月28日現在、派遣された警察職員は延べ約9万8,700人となっている。

消防庁では、緊急消防救助隊の出動を指示し、発災から平成23年6月6日までの88日間で、延べ約10万9,900人の人員を派遣した。

海上保安庁では、発災直後から、全国の巡視船艇・航空機等を動員して人命救助や行方不明者の捜索等を実施した。平成24年5月21日現在、動員数は延べ、

巡視船艇等約1万5,200隻、航空機約4,700機、特殊救難隊員等約2,500人となっている。

防衛省では、最大時で人員約10万7,000人に上る派遣態勢で捜索・救助活動に当たり、発災から平成23年8月31日までの174日間で、延べ人員約1,058万人を派遣した。

なお、警察庁、消防庁、海上保安庁及び防衛省における被災地への派遣人員数について、男女別の内訳は把握されていない。

また、国土交通省では、被災地方公共団体等が行う災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施することを目的とし、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣した。派遣人員数は延べ1万8,115人・日で、うち女性は延べ79人・日となっている。女性が従事した業務としては、被災自治体

支援班（被災直後から先行的に派遣し、被災状況や被災自治体の支援ニーズを把握するなど、地方公共団体業務の支援を実施）延べ32人・日、被災状況調査班〔ヘリ調査〕（災害対策用ヘリコプターにより、広域にわたる被災状況調査を実施）1人・日、被災状況調査班〔現地調査〕（実地調査により、公共土木施設等の被害状況を調査し、被災箇所の早期把握を実施）延べ46人・日となっている。



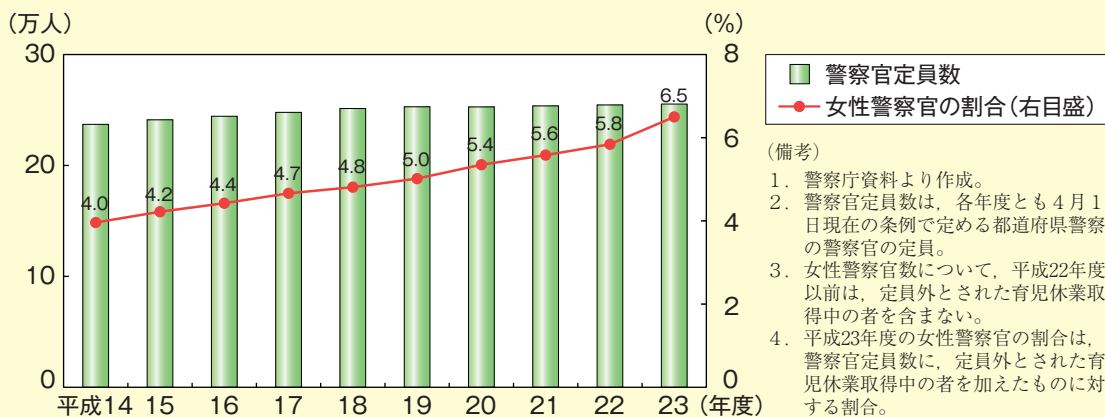
緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の活動

コラム 1

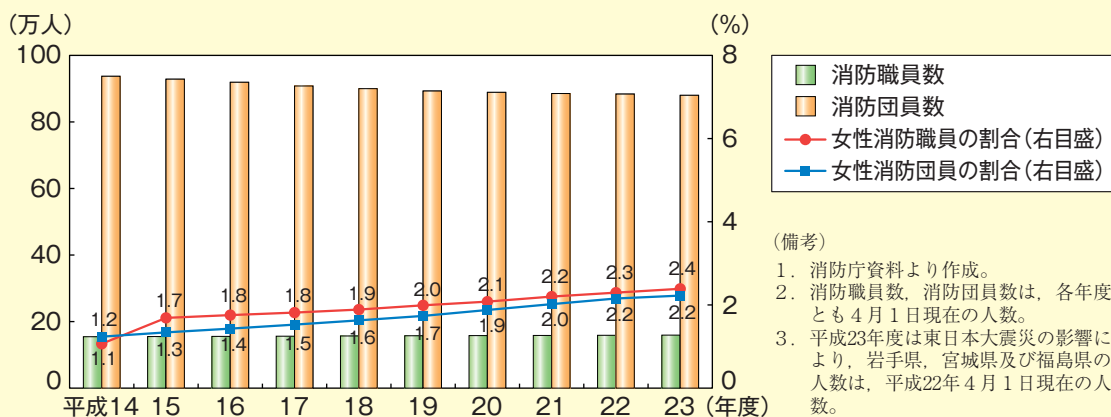
警察、消防、海上保安庁及び自衛隊の女性割合の推移

警察、消防、海上保安庁及び自衛隊の人員数について、この10年間の推移を見ると、いずれも女性が占める割合は上昇しており、女性の更なる活躍が期待される（第1-特-4図、第1-特-5図、第1-特-6図、第1-特-7図）。

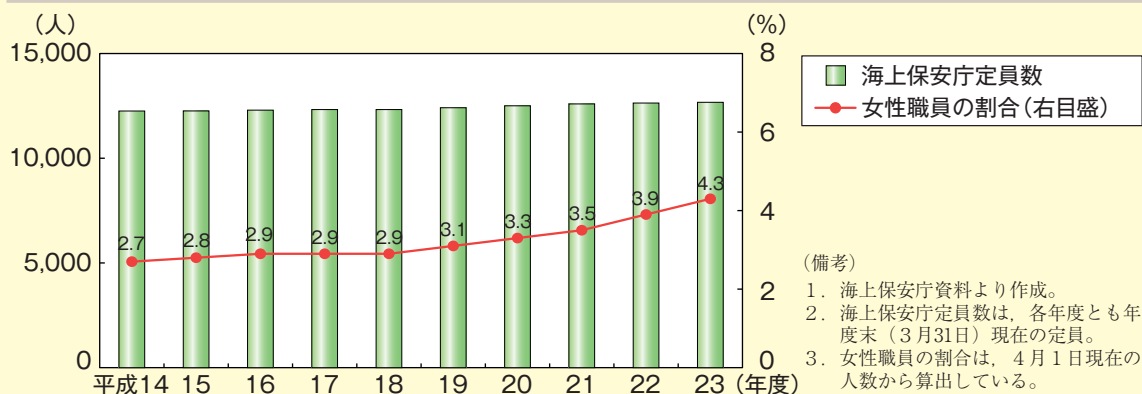
第1-特-4図 都道府県警察の警察官数の推移（10年間）



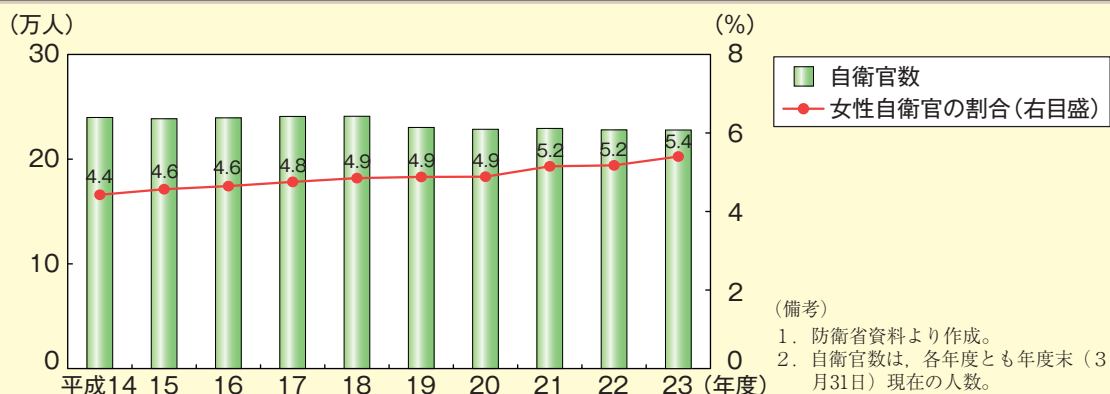
第1-特-5図 消防職員数及び消防団員数の推移（10年間）



第1-特-6図 海上保安庁職員数の推移（10年間）



第1-特-7図 自衛官数の推移（10年間）



コラム 2

災害派遣における女性自衛官等の活躍と託児支援の重要性

今般の災害派遣においては、子どもを抱える多くの自衛隊員が、駐屯地に一時的に子どもを預け、それぞれの業務に従事した。

人事業務に従事した東北補給処の隊員は、「震災発生時、職場で被災しました。母1人子1人の私は、登校していた小学3年生の娘を必死に探し出し、余震が続く官舎に一人では置いておけず、駐屯地内の一時預り所に連れてきました。そこで、約1週間お世話になり、何とか仕事をすることができました。その後実家に預けましたが、子どもを安心して預け国民のために働けるよう託児所機能がこれから充実していくことを切に願います」と述べている。



朝霞駐屯地内の一時預り所

防衛省・自衛隊では、天災地変により災害派遣命令等が発令された場合の緊急登庁に当たって、隊員が家族のお世話等に不安を抱くことなく任務に専念できるよう、常日頃から備えておくことは重要と考えている。特に小さな子どもを対象とした託児支援は、災害派遣により多くの女性自衛官等を活用する観点からも重視しており、基地・駐屯地内の施設において、一時的に子どもを預かることができる態勢の整備（子どもの世話をする人員の配置や安全マットを敷くなどの環境整備）に取り組んでいる。

今般の震災に当たっては、地震発生当日に陸上自衛隊の19個駐屯地において児童を一時的に預かる施設を開設して、延べ1,138人の子どもを一時的に預かった。このことにより、延べ931人の隊員が災害派遣活動に従事することができ、自衛隊の即応態勢維持の観点から大きな成果が得られ、子どもを持つ女性自衛官等の活用にも大いに役立った。

3 津波からの避難行動

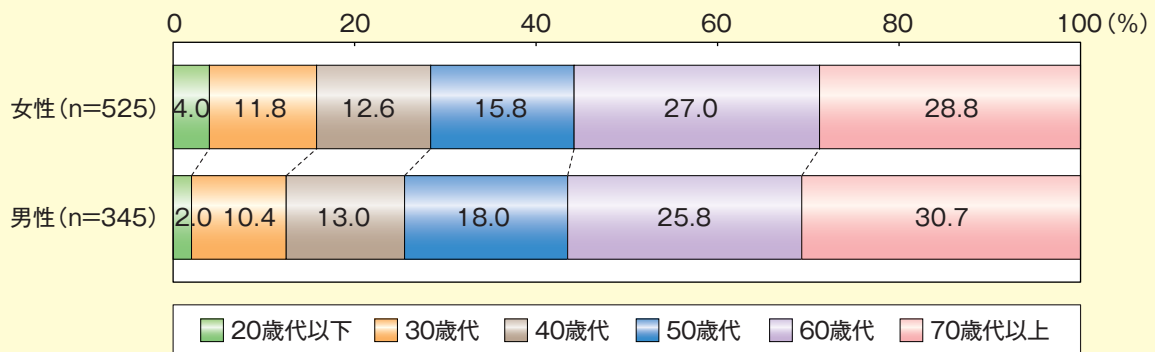
今回の津波は、これまでの想定をはるかに超えたもので、数多くの方が犠牲となった。中央防災会議の専門調査会報告（平成23年9月）では、地震発生後の津波警報の発表・伝達状況、住民等による避難行動の仕方等が被害の拡大に影響したと考えられるとしている。

内閣府、消防庁及び気象庁では、津波避難行動と被害の関係を分析し、今後、必要な避難対策を講じる上での資料とするため、避難者の避難行動等に関する実態調査（「津波避難等に関する調査」）を共同で実施した。調査は、平成23年7月上旬から下旬に

かけ、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸地域で県内避難をしている被災者870人(女性525人,男性345人)を対象に、応急仮設住宅・避難所を訪問し、面接方式にて実施した。以下では、実際の避難行動やその背景にある意識等について、主に男女の違いに着目して取りまとめる。

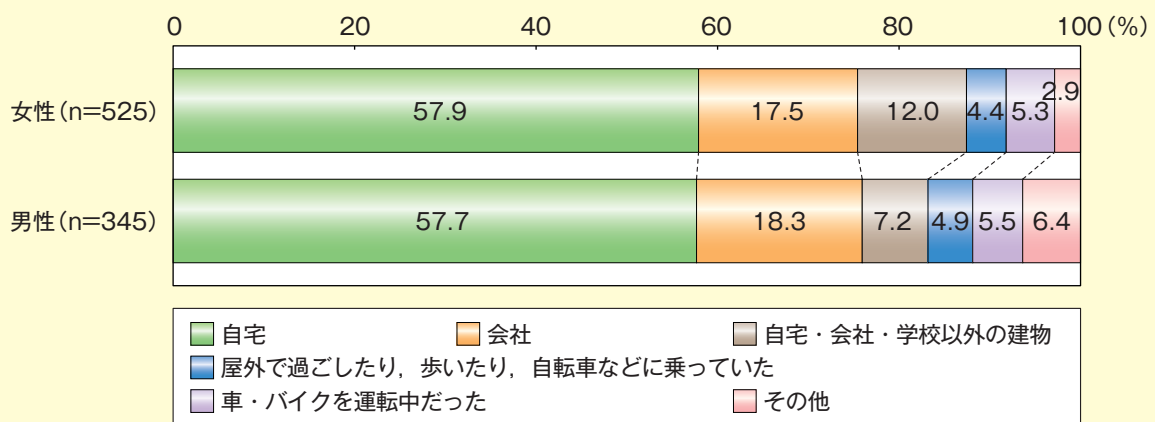
なお、回答者の属性は、男女とも60歳代以上が半数以上で、回答者に占める高齢者の割合が高いことから、例えば、地震が発生したときに約6割が自宅にいたと回答しているなど、調査対象の代表性という点で注意が必要である（第1-特-8図、第1-特-9図）。

第1-特-8図 津波避難等に関する調査対象者の年齢階級（男女別）



- (備考) 1. 内閣府・消防庁・気象庁共同調査「津波避難等に関する調査」(平成23年)を基に、内閣府男女共同参画局による男女別集計。
 2. 調査対象は、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸地域で県内避難をしている被災者870人(女性525人,男性345人)。調査は、仮設住宅・避難所を訪問し、面接方式で実施。
 3. 調査時期は、平成23年7月上旬から下旬。

第1-特-9図 地震が発生したときにいた場所（男女別）

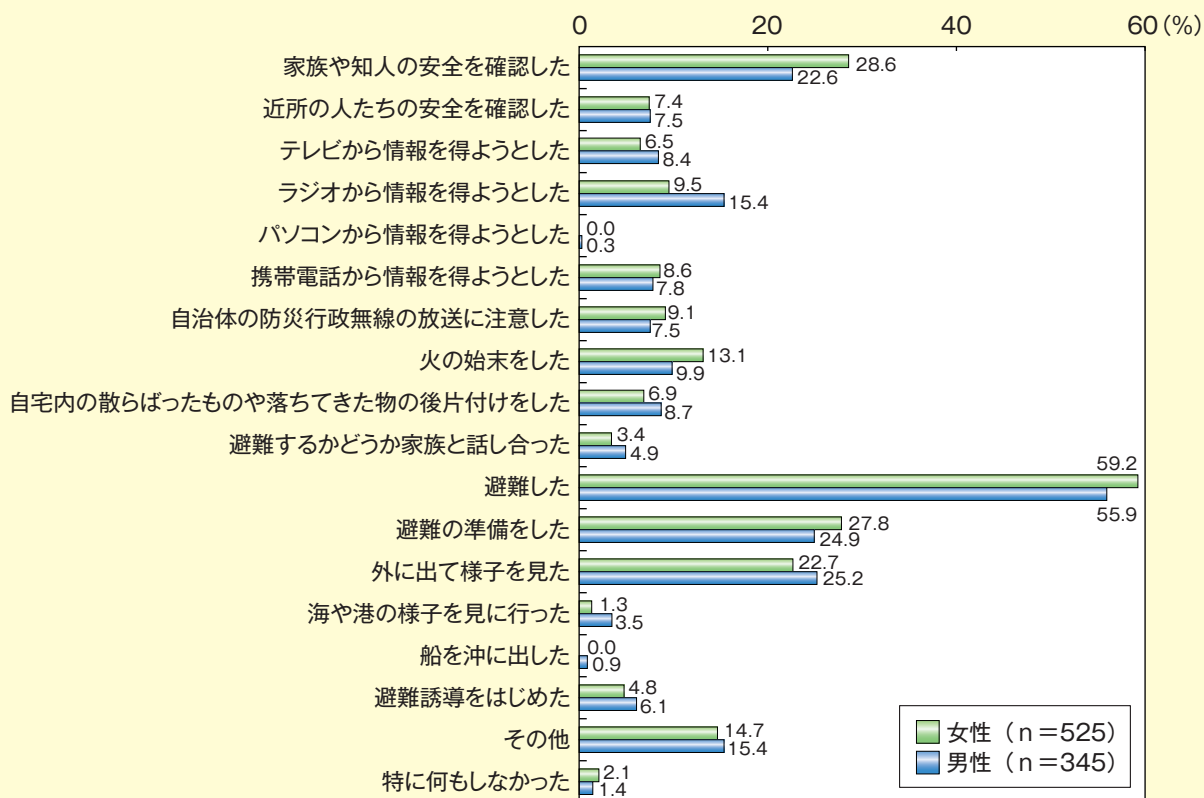


- (備考) 1. 内閣府・消防庁・気象庁共同調査「津波避難等に関する調査」(平成23年)を基に、内閣府男女共同参画局による男女別集計。
 2. 調査対象は、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸地域で県内避難をしている被災者870人(女性525人,男性345人)。調査は、仮設住宅・避難所を訪問し、面接方式で実施。
 3. 調査時期は、平成23年7月上旬から下旬。
 4. 「その他」には、「学校」、「電車やバスなどに乗っていた」、「船に乗って沖に出ていた」、「津波の危険がない、屋外の高台」、「津波の危険がない、内陸部」、「その他」の回答者が含まれている。

地震の揺れがおさまった後の行動は、女性は「家族や知人の安全を確認した」(28.6%)の割合が男性と比べてやや高く、男性は「ラジオから情報を得ようとした」(15.4%)の割合が女性と比べてやや高くなっている(第1-特-10図)。

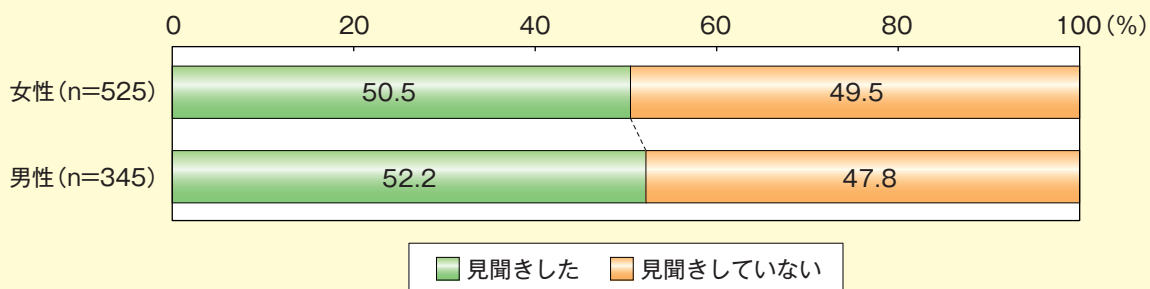
避難するまでの間、大津波の津波警報や避難の呼びかけの見聞きについては、「見聞きした」と「見聞きしていない」が男女共ほぼ半数で、大きな差は見られない(第1-特-11図)。

第1-特-10図 地震の揺れがおさまった後の行動(男女別、複数回答)



- (備考) 1. 内閣府・消防庁・気象庁共同調査「津波避難等に関する調査」(平成23年)を基に、内閣府男女共同参画局による男女別集計。
 2. 調査対象は、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸地域で県内避難をしている被災者870人(女性525人、男性345人)。調査は、仮設住宅・避難所を訪問し、面接方式で実施。
 3. 調査時期は、平成23年7月上旬から下旬。

第1-特-11図 津波警報や避難の呼びかけの見聞き(男女別)



- (備考) 1. 内閣府・消防庁・気象庁共同調査「津波避難等に関する調査」(平成23年)を基に、内閣府男女共同参画局による男女別集計。
 2. 調査対象は、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸地域で県内避難をしている被災者870人(女性525人、男性345人)。調査は、仮設住宅・避難所を訪問し、面接方式で実施。
 3. 調査時期は、平成23年7月上旬から下旬。

大津波の津波警報を見聞きした人の情報の入手先は、女性は「防災行政無線から」(57.5%)、「家族や近所の人から」(7.9%)の割合が男性に比べて高い。一方、男性は「ラジオから」(22.6%)、「テレビから」(11.6%)の割合が女性に比べて高く、男女で情報の入手先に違いが見られる(第1-特-12図)。

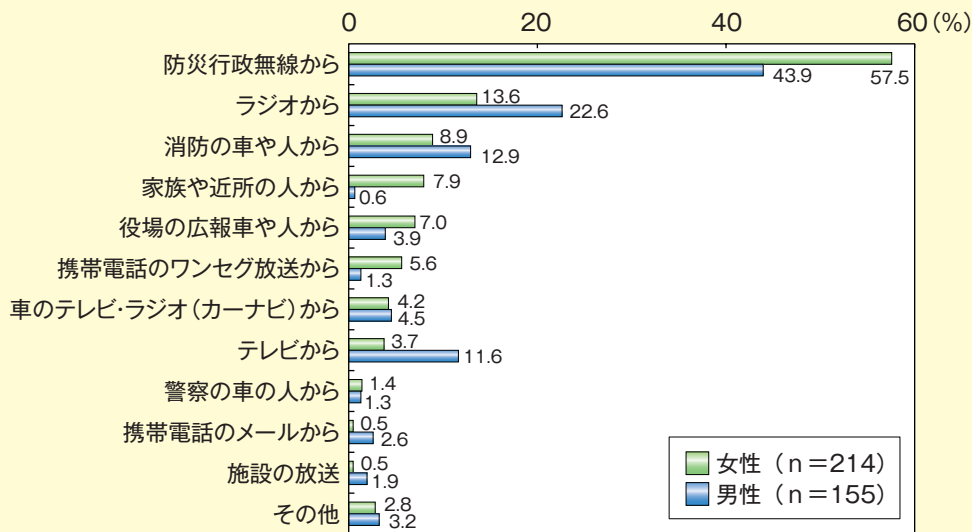
また、避難の呼びかけを見聞きした人の情報の入

手先でも、女性は「家族や近所の人から」(18.3%)と回答した人の割合が男性に比べて高い(第1-特-13図)。

さらに、避難したきっかけでも、女性は「家族または近所の人から避難しようといったから」(23.3%)の割合が男性に比べて高い(第1-特-14図)。

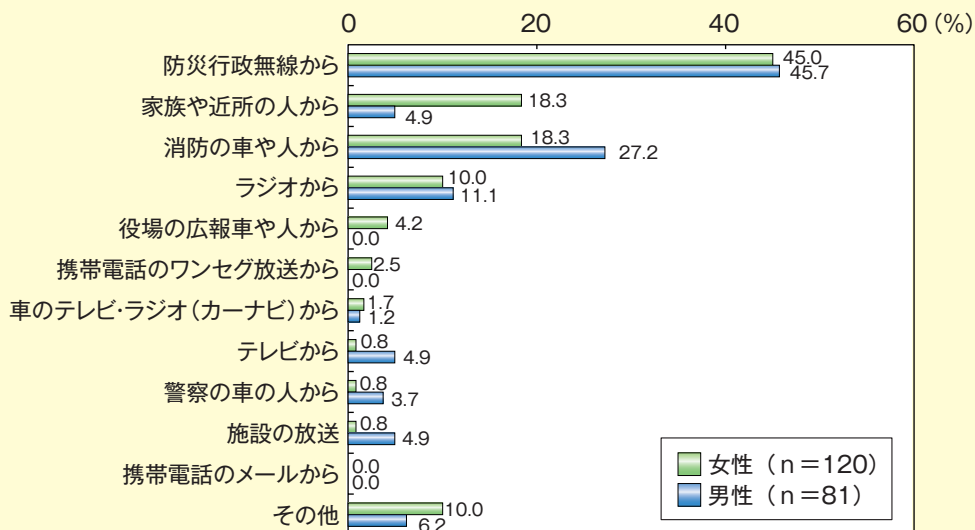
避難するときと一緒に行動した人がいたかを尋ね

第1-特-12図 津波警報を見聞きした人の情報の入手先(男女別、複数回答)



- (備考) 1. 内閣府・消防庁・気象庁共同調査「津波避難等に関する調査」(平成23年)を基に、内閣府男女共同参画局による男女別集計。
 2. 調査対象は、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸地域で県内避難をしている被災者870人(女性525人、男性345人)。調査は、仮設住宅・避難所を訪問し、面接方式で実施。
 3. 調査時期は、平成23年7月上旬から下旬。
 4. 本問の回答者は、避難するまでの間に大津波の津波警報を見聞きした人である。

第1-特-13図 避難の呼びかけを見聞きした人の情報の入手先(男女別、複数回答)



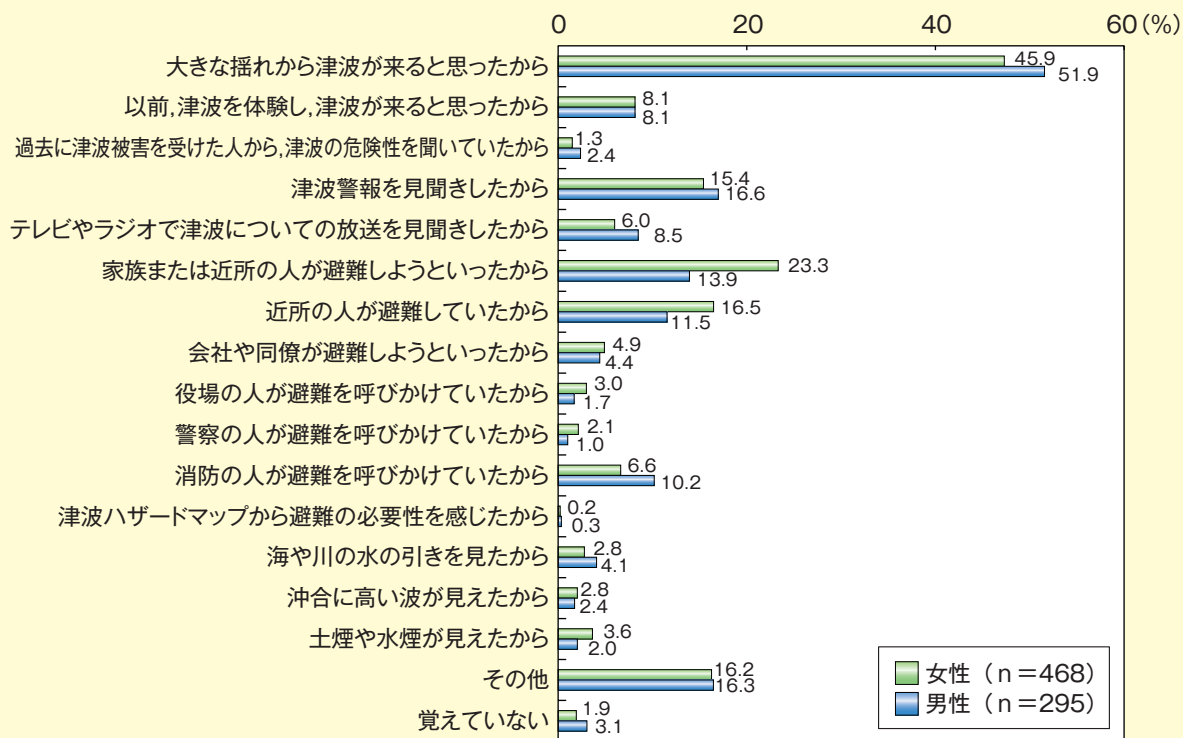
- (備考) 1. 内閣府・消防庁・気象庁共同調査「津波避難等に関する調査」(平成23年)を基に、内閣府男女共同参画局による男女別集計。
 2. 調査対象は、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸地域で県内避難をしている被災者870人(女性525人、男性345人)。調査は、仮設住宅・避難所を訪問し、面接方式で実施。
 3. 調査時期は、平成23年7月上旬から下旬。
 4. 本問の回答者は、避難するまでの間に避難の呼びかけを見聞きした人である。

たところ、「数名でまとまって避難した」と回答した人の割合は、女性が82.1%であるのに対して、男性は64.0%にとどまり、男性は「ひとりで避難した」(29.2%)の割合が女性に比べて高くなっている(第1-特-15図)。

女性は、家族や近所の人など周囲の声かけにより情報を入手し、複数人で避難をするなど、男性と比べて地域の人とのつながりが強いことが浮かび上がった。

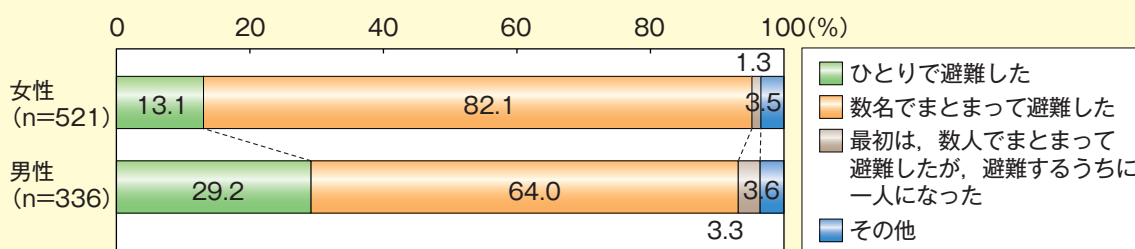
このように、同調査では、災害発生時において、

第1-特-14図 避難したきっかけ(男女別、複数回答)



- (備考) 1. 内閣府・消防庁・気象庁共同調査「津波避難等に関する調査」(平成23年)を基に、内閣府男女共同参画局による男女別集計。
 2. 調査対象は、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸地域で県内避難をしている被災者870人(女性525人、男性345人)。調査は、仮設住宅・避難所を訪問し、面接方式で実施。
 3. 調査時期は、平成23年7月上旬から下旬。
 4. 本問の回答者は、地震後の避難行動で、「揺れがおさまった直後にすぐ避難した」又は「なんらかの行動を終えて避難した」と回答した人である。

第1-特-15図 避難するとき一緒に行動した人(男女別)



- (備考) 1. 内閣府・消防庁・気象庁共同調査「津波避難等に関する調査」(平成23年)を基に、内閣府男女共同参画局による男女別集計。
 2. 調査対象は、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸地域で県内避難をしている被災者870人(女性525人、男性345人)。調査は、仮設住宅・避難所を訪問し、面接方式で実施。
 3. 調査時期は、平成23年7月上旬から下旬。
 4. 本問の回答者は、地震後の避難行動で、「揺れがおさまった直後にすぐ避難した」、「なんらかの行動を終えて避難した」、「なんらかの行動をしている最中に津波が迫ってきた」のいずれかに回答した人である。
 5. 「その他」には、「覚えていない」、「その他」の回答者が含まれている。

第2節 被災者の状況

1 避難所の状況

東日本大震災による避難者数は、発災1週間後に38万6,739人（警察庁調べ）となっており、平成24年3月8日現在では、親族・知人宅等への避難者も含めると、1万8,244人となっている（第1-特-16表）。なお、東日本大震災による避難者数については、男女別の内訳は把握されていない。

避難所等での生活に関しては、自衛隊が、全国の地方公共団体及び民間から提供される救援物資を、各避難所に配分した。被災地方公共団体を通じてのニーズ把握が困難であったため、女性自衛官を含む派遣部隊が避難所を戸別訪問するなどにより、できるだけ具体的に被災者が必要とする救援物資ニーズの把握に努めた。

また、警察では、避難所や仮設住宅での生活が長

期間にわたることから生じる様々な問題を解消し、被災者の安全・安心を確保するため、全国の警察において女性警察官を中心とする部隊を編成し、避難所を訪問して、被災者からの相談に対応するなどの被災者支援活動を行った。

中央防災会議「防災対策推進検討会議」の中間報告（平成24年3月）では、避難所によって運営に大きな差があり、日頃から行政と地域住民が一体となった訓練を実施していた避難所では、円滑な運営が行われたことが指摘されている。発災直後は、地域の婦人団体（女性団体）、婦人（女性）防火クラブ、日本赤十字社奉仕団等、日頃から地域活動を行っている団体の女性たちが、自主的又は自治会等からの要請により、避難所等における炊き出しや物資の仕分け等を行った。

被災地への交通手段が確保されてからは、全国から救援物資が届けられ、個人・団体がボランティアとして避難所等での支援活動に当たった。

第1-特-16表 避難者数の推移

（単位：人）

	発災日	1週間後	2週間後	3週間後	1か月後	2か月後	3か月後	4か月後	6か月後	9か月後	1年後
全 国	20,499	386,739	246,190	167,919	147,536	115,098	101,640	58,922	27,531	18,144	18,244
うち被災3県 （岩手県・宮城県・ 福島県）	1,198	368,838	216,963	141,882	124,450	94,199	75,215	35,643	7,583	1,080	1,807

- （備考） 1. 内閣府被災者生活支援チーム「東日本大震災、中越地震及び阪神・淡路大震災の避難所数・避難者数（避難所生活者）の推移について」（平成23年7月）及び復興庁資料より作成。
2. 発災日～2か月後の数値は、公民館・学校等の公共施設及び旅館・ホテルへの避難者を中心に集計（警察庁の発表資料等）、3か月後以降は公民館・学校等の避難所、旅館・ホテル、親族・知人宅等への避難者を集計（内閣府被災者生活支援チーム及び復興庁で行った調査結果）。

コラム 3

「きずな隊」（生活安全特別派遣部隊）が深めた絆

警視庁の女性警察官を中心とする生活安全特別派遣部隊である「きずな隊」は、特に被害が甚大だった宮城県内へ、発災直後から平成23年6月までの長期間にわたり派遣され、支援活動を行った。

宮城県塩釜地区の避難所に避難していた半身不随の障害を持つ女性から、「自殺するのを思いとどまったのは、前に来てくれた「警視庁きずな隊」の若いおっぱ頭の女性警察官のおかげです。親身になっていろいろな話を聞いてもらったり、散歩に連れて行ってもらったりしたことで救われました。心から感謝しています。警察官の名前を聞けなかったのが残念で後悔していました。ぜひ名前を知りたいです」という手紙が警視庁きずな隊に寄せられ、後日、その女性隊員に渡してほしいとお守りが託された。



被災者の相談に応じる女性警察官

コラム 4

被災地への医療関係者の派遣（災害支援ナース等を中心に）

東日本大震災では、発災直後より、自身が被災したにもかかわらず、多くの医療関係者が被災者の医療等に尽力した。厚生労働省は、都道府県等に対して災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を行い、約380チームが被災地に参集した。また、日本医師会を始め日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会等の医療関係団体等が多数のチームを派遣し、被災者の医療や健康管理等に大きな役割を果たした。

日本看護協会では、平成23年3月21日から5月17日までに延べ3,770人の災害支援ナースを被災地の医療機関や避難所に派遣した。また、地方公共団体との協定や、日本医師会災害医療チーム（JMAT）等の一員として、21都府県看護協会から延べ4,181人の看護職員を派遣した。

被災地では、医療チームや災害支援ナースとして登録された者を含めた看護職員等が避難所や医療機関等に常駐し、急病人の対応、医療・介護が必要な避難者へのケア、病院の救急外来や高齢者施設等での増大した医療ニーズへの対応等を行った。避難所の管理者からは、「支援ナースは24時間常駐してくれるので、特に夜間は心強く、救急車の要請回数が明らかに減った」という声が寄せられた。



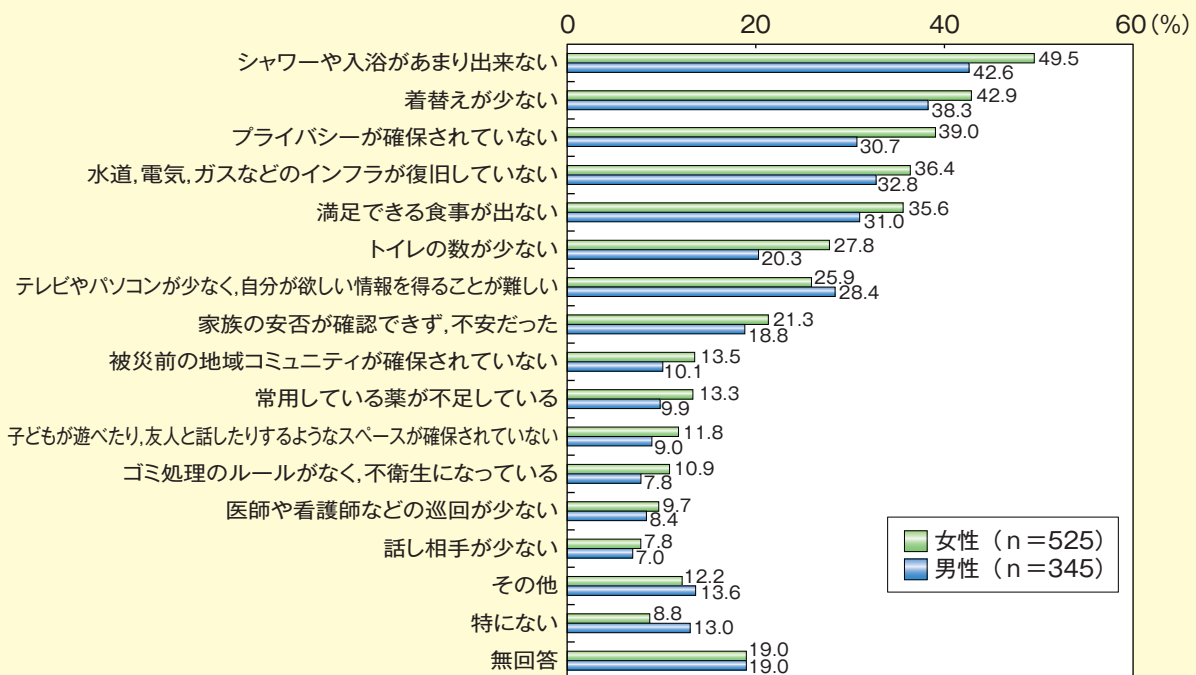
被災地に向かう災害支援ナース

今回の震災では、住民が一時的に身の危険を回避した避難場所に長く滞在したこと、被災者のニーズの変化に十分対応できなかったことなどから、避難所における生活環境の改善が遅れたと指摘されている。

前出の内閣府・消防庁・気象庁「津波避難等に関する調査」（平成23年）によると、災害直後から

の避難所での生活について困っていることとしては、女性は、「シャワーや入浴があまり出来ない」（49.5%）、「プライバシーが確保されていない」（39.0%）、「トイレの数が少ない」（27.8%）の割合が男性に比べて高くなっており、女性の方が避難所での生活について不便と感じている人が多くなっている（第1-特-17図）。

第1-特-17図 災害直後からの避難所での生活について困っていること（男女別、複数回答）



- (備考) 1. 内閣府・消防庁・気象庁共同調査「津波避難等に関する調査」（平成23年）を基に、内閣府男女共同参画局による男女別集計。
 2. 調査対象は、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸地域で県内避難をしている被災者870人（女性525人、男性345人）。調査は、仮設住宅・避難所を訪問し、面接方式で実施。
 3. 調査時期は、平成23年7月上旬から下旬。

コラム 5

福島原発避難者を迎えて女性消防団の活躍(女性団員ならではの配慮)

福島県田村市は、福島第一原子力発電所から西方へ約40キロに位置し、国や県の要請で原発避難者を受け入れた。

田村市消防団は、1本部5地区隊で構成され、女性部を設けているのは大越地区隊と常葉地区隊の2地区隊である。このうち、常葉地区隊女性部(所属20人)では、発災翌朝から、男性団員及び行政職員とともに、田村市常葉体育館において、近隣の富岡町及び大熊町からの避難者の受入準備を行った。体育館には約600人が避難してきた。避難者の中には乳児や高齢者がおり、暖房器具が2台しかなかったため、寒さ対策が急務だった。こうした緊急事態であり、市の指示を仰ぐいとまもなかったが、女性団員は、乳児とその家族は絨毯がある保健センターへ、高齢者は和室があり多少暖かい公民館へ移ったらどうかと考え、避難者が体育館に落ち着いた後、該当する人に声をかけ、移動してもらった。

市民や商店から届けられた毛布や支援物資を女性団員が振り分ける際は、公平性に配慮しつつ、例えば持病のある人にはなるべく厚い布団等が行きわたるようにするなど、特別に支援が必要な人にも配慮した。また、配布後も女性団員が体育館を巡回し、不足している人には毛布の追加配布等を行った。

発災後4、5日経つと、避難者の方が自ら避難所の仕事をしてくれるようになり、女性団員はそれを手伝う程度となったが、行政職員の方々は依然として多忙で、1週間は寝られず顔がやつれていた。

この間、避難者からの苦情等は一つもなかった。女性団員は赤い揃いのジャンパーを着ていたので声がかかりやすかったのか、何かあれば行政よりも先に声をかけてもらえた。また、女性なので生理用品等の話しやすかったとのことである。

(参考)財団法人 日本消防協会編「消防団の闘い-3.11東日本大震災-」(平成24年)。

また、避難所の設計・運営の中心を担うことが多かった自治会長は、岩手県、宮城県及び福島県では96~97%程度が男性であり、女性等への配慮が必要であるとの認識が十分浸透していなかったことも指摘されている。

内閣府では、平成23年11月から24年3月にかけて、被災地及び被災地を支援した地方公共団体、民間団体等を対象に、「男女共同参画の視点による震災対応状況調査」を実施した。同調査では、避難所運営の責任者に女性が加わっていないことから、(ア)女性の要望や意見が重視されない傾向にあったこと、(イ)女性用の物資が不足していても女性が要望することを躊躇する傾向にあったことが報告された。また、固定的な性別役割分担意識から、がれき処理は男性が担当し、避難所の食事準備は女性が担当すること

と固定化され、かつ、がれき処理には日当が支払われるのに対し、食事準備には対価が支払われないことが多かった。

一方で、(ア)女性や子育て家庭のニーズを踏まえて、避難所に女性専用スペースや授乳室、女性用の洗濯物干し場を別に用意したり、間仕切りを活用してプライバシー確保に努めた事例や、(イ)炊事当番を有償ボランティアとして在宅避難者も含め一般公募し、シフト制とした事例も報告された。また、民間団体と連携して、比較的早い時期から妊産婦・乳児を対象とした避難所や福祉避難所を開設した地方公共団体もあった。



避難所となった体育館の女性の着替え用テント
(岩手県釜石市)



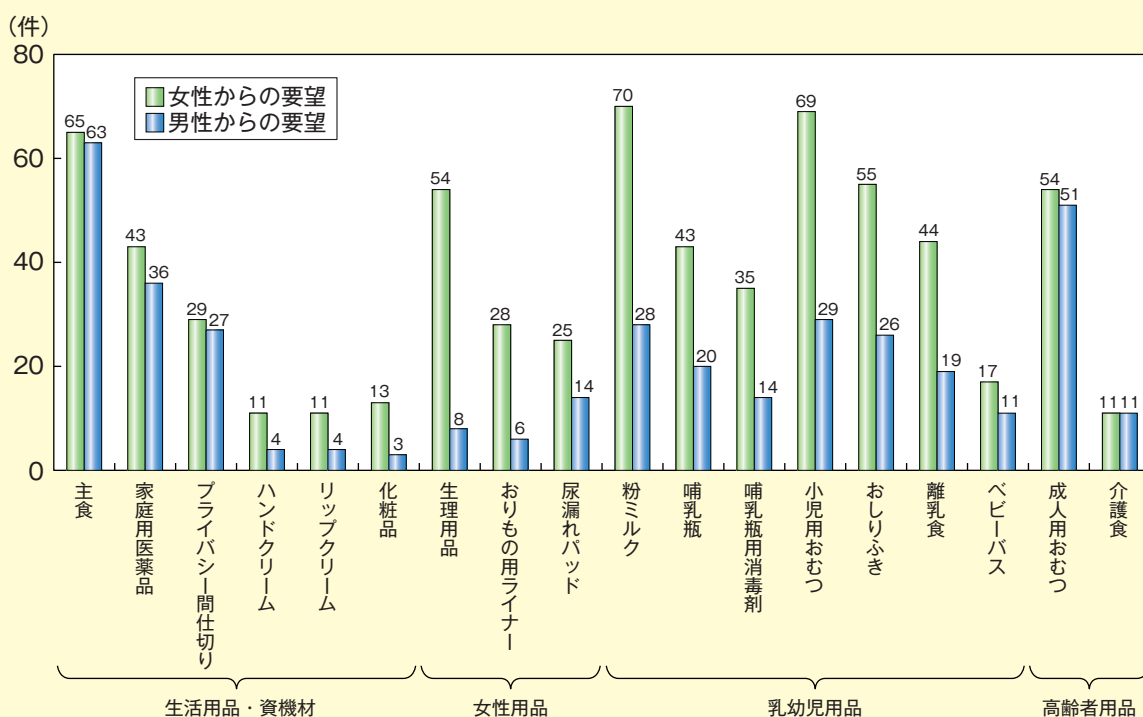
ビッグバレットふくしまの女性専用スペースのチラシ(福島県)

同調査では、岩手県、宮城県、福島県及び各県の市町村を対象に、東日本大震災時に備蓄や支援物資に対してどのような要望があったかを尋ねたところ、粉ミルク、小児用おむつ、おしりふき、離乳食等の乳幼児用品について、女性からの要望が多く

なっていた(第1-特-18図)。

支援物資に関しては、避難所等に届く支援物資の分配に係る情報等が、避難所に避難せず在宅で生活している者には伝達されにくいなど、在宅者に困難な状況があった。

第1-特-18図 備蓄や支援物資に対する要望(男女別, 複数回答)



(備考) 1. 内閣府「男女共同参画の視点による震災対応状況調査」(平成23年)より作成。
2. 調査対象は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)の108地方公共団体の男女共同参画担当。調査時期は、平成23年11月。

コラム 6

企業における支援物資にも工夫

企業等も発災直後からいち早く対応し、企業の社会的責任(CSR)に関する取組の一環として、大規模な支援が行われた。こうした活動を通じ、救援物資の提供、社員ボランティアによる支援、義援金や助成金といった財政的な支援等が行われた。

被災者が必要とする物資には、水や食料のように全員に必要なものと、男女別にニーズの異なるものがある。後者のうち、例えば生理用品は、比較的早期から必要性が認識され、大量に提供された。一方、下着、おりものシート、ハンドクリーム、リップクリーム、化粧品等は、女性のニーズが高かったが、「自分にあったものがない」、「緊要性がない」など、発災直後は入手することが難しかった。そこで、ある衣料メーカーは、サイズ別の下着に加えて、サイズが細かく分かれていない下着一体型のブラジャーを提供した。

また、化粧品会社の支援により、避難所等で化粧品やクリーム等を使用したマッサージも行われた。さらに、化粧石鹸、化粧水、乳液、ハンドクリーム等を一つの袋に詰めて女性に配ったところ、男性からも要望が寄せられた。こうしたクリーム等はぜひたく品ではないかとの思いが男女双方にあったが、実際は性別を問わず好評であり、乾燥対策や被災者の心のケアの手法の一つとしても活用された。

2 応急仮設住宅の状況

応急仮設住宅（以下「仮設住宅」という。）は、平成24年4月17日現在、5万3,077戸が着工済み（うち5万2,858戸完成）となっている。

前出の内閣府・消防庁・気象庁「津波避難等に関する調査」（平成23年）によると、仮設住宅での生活について困っていることとしては、「空調設備が整ってなく、部屋の中が暑い」は、女性47.9%、男性40.0%と女性の割合が高くなっている。一方、「特にない」は、女性8.2%、男性13.9%と、男性の割合が高くなっている（第1-特-19図）。

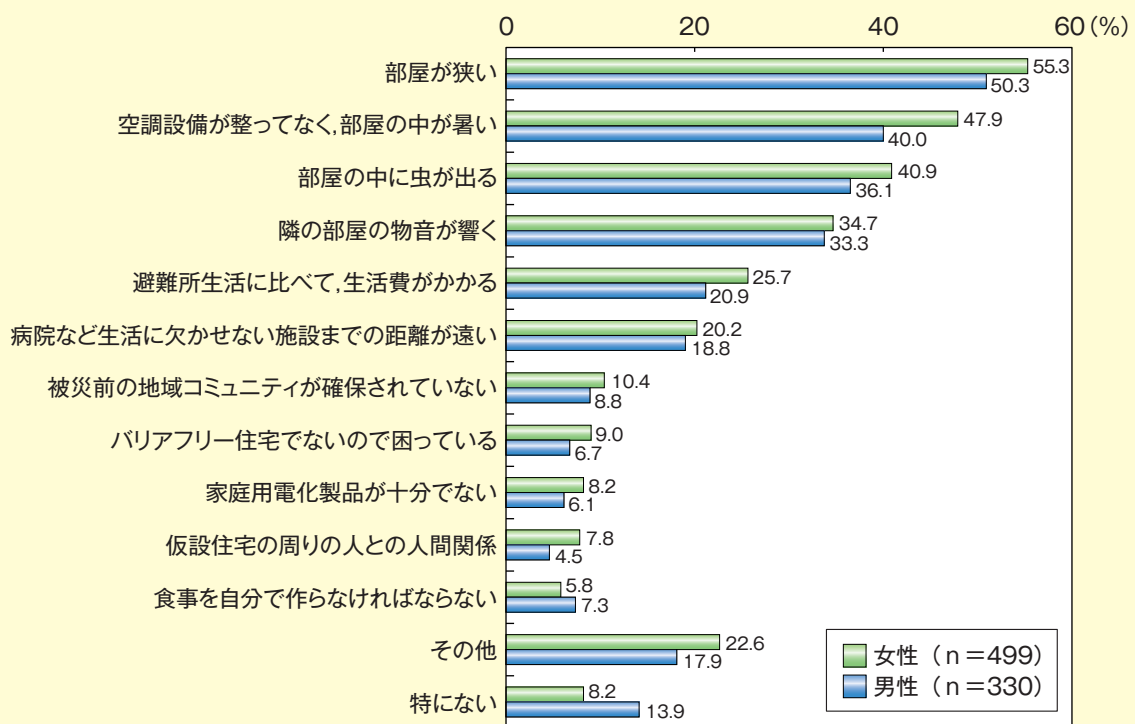
また、「今、気になっていること」を尋ねたところ、女性は、「生活支援策を早く示して欲しい」（48.2%）、「余震や余震による津波への備えを進めて欲しい」（40.0%）、「洪水・土砂災害や高潮災害等の二次災

害に対する備えを進めて欲しい」（29.9%）、「子供の学校の見通しが知りたい」（12.0%）と回答した割合が、男性に比べて高くなっている（第1-特-20図）。

仮設住宅は、砂利道や玄関・風呂の段差等、バリアフリー化されていないことから、高齢者、障害者等にとって生活上の困難があったほか、前出の内閣府「男女共同参画の視点による震災対応状況調査」（平成23年）では、(ア)仮設住宅の責任者の多くが男性で、女性が主体的にコミュニティ運営に関わっている例が少ない、(イ)仮設住宅内に乳幼児や学童が安心して過ごせる場所が不足している、(ウ)集会所等での集まりに男性の参加が少なく、孤立化の懸念があることなどが報告された。

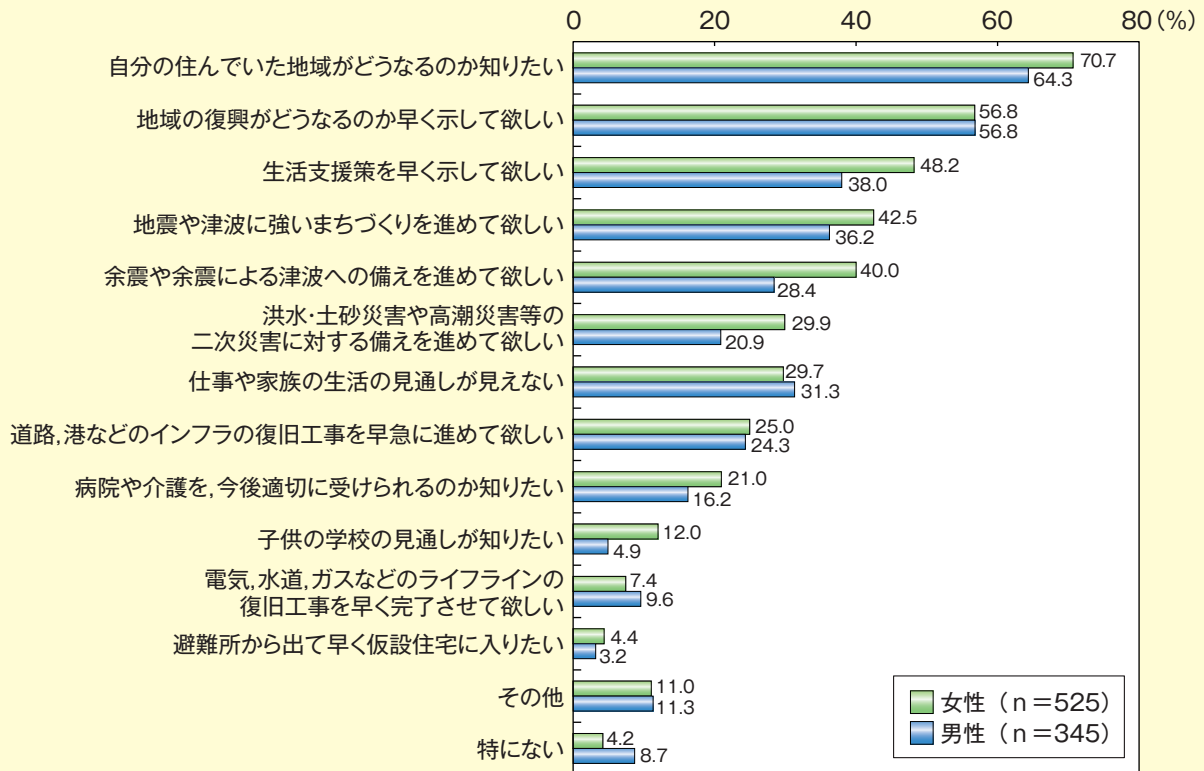
一方、(ア)ストレスの軽減と孤立化の予防を目的

第1-特-19図 仮設住宅での生活について困っていること（男女別、複数回答）



- (備考) 1. 内閣府・消防庁・気象庁共同調査「津波避難等に関する調査」（平成23年）を基に、内閣府男女共同参画局による男女別集計。
 2. 調査対象は、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸地域で県内避難をしている被災者870人（女性525人、男性345人）。調査は、仮設住宅・避難所を訪問し、面接方式で実施。
 3. 調査時期は、平成23年7月上旬から下旬。
 4. 本問の回答者は、調査時点で仮設住宅に居住している人である。

第1-特-20図 今、気になっていること（男女別、複数回答）



(備考) 1. 内閣府・消防庁・気象庁共同調査「津波避難等に関する調査」(平成23年)を基に、内閣府男女共同参画局による男女別集計。
 2. 調査対象は、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸地域で県内避難をしている被災者870人(女性525人、男性345人)。調査は、仮設住宅・避難所を訪問し、面接方式で実施。
 3. 調査時期は、平成23年7月上旬から下旬。

に、仮設住宅の入居者と周辺の住民を対象とした継続的な交流会を開催した事例や、(イ)仮設住宅の集会所等で赤ちゃんを連れて集う場を開催したり、男性を対象とした料理教室や子どもへの学習支援を実施した事例、(ウ)支援員が戸別訪問し、安否確認を行うようにした事例等もあった。仮設住宅の集会所等に女性たちが集まり、手仕事で製品を作り、販売した売上げの一部が作り手の収入となる活動も行われている。現金収入だけでなく、やりがい・生きがいづくりにつながっている。

なお、これらの支援は、仮設住宅に入居している者以外には行き届きにくい、同様の支援が必要であることが指摘された。



仮設住宅を訪問する支援員(仙台市)

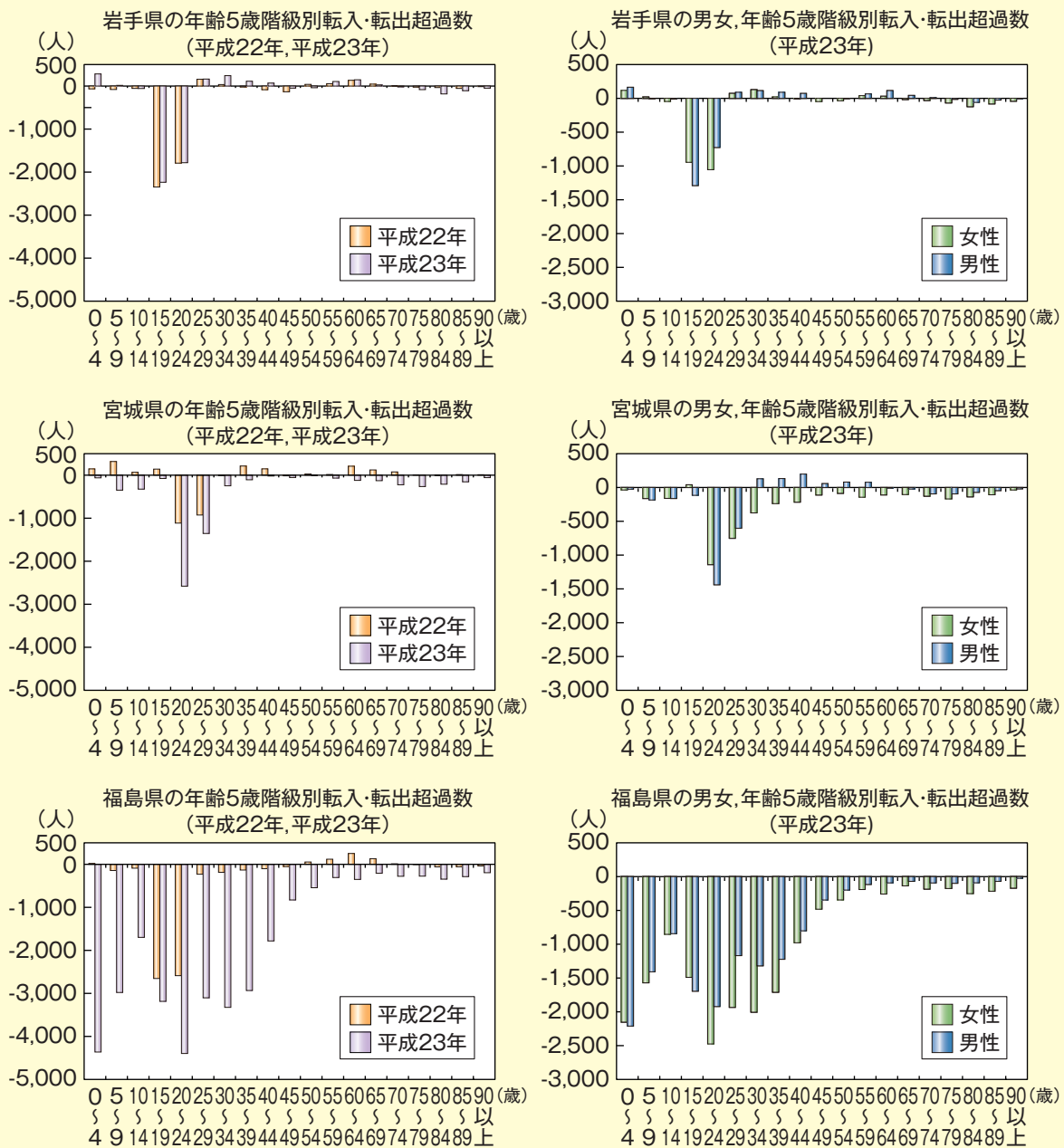
3 人口移動の状況

平成23年における岩手県、宮城県及び福島県の転入・転出超過数（平成23年の1年間における日本人の都道府県間の移動者数）について、年齢5歳階級別に見ると、岩手県では、前年に比べて転出超過数が大幅に増加している区分はないが、宮城県では20

～24歳及び25～29歳で、転出超過数が大幅に増加している。

また、福島県では、全ての年齢区分で転出超過となっている。中でも0～14歳は転出超過数が前年に比べて大幅な増加となっている。男女別に見ると、0～14歳では、女性4,577人、男性4,463人と男女

第1-特-21図 岩手県・宮城県・福島県の転入・転出（都道府県間）の状況



(備考) 1. 総務省「住民基本台帳人口移動報告平成23年結果－全国結果と岩手県、宮城県及び福島県の人口移動の状況－」より作成。
 2. 平成23年には震災発生前の数値が含まれている。
 3. 都道府県をまたいで市区町村間で住所を移し、転入の届出を行った者の数。なお、住民基本台帳人口移動報告には、避難先市区町村に転入届を提出していない人は含まれない一方、震災を直接の原因としない移動（進学や就職等に伴うもの）も含まれている。
 4. 「転入・転出超過数」＝「他都道府県からの転入者数」－「他都道府県への転出者数」

の差がそれほど大きくないのに対し、その親世代の中心となる25～44歳の転出超過数は、女性6,628人、男性4,514人で、女性が男性を大きく上回っている。子育て世代の女性が子どもと共に県外等に転出していきの様子が見られる（第1-特-21図）。

4 雇用の状況

岩手県、宮城県及び福島県における平成24年2月

の有効求職者数は、前年同月と比較すると、女性は10.8%増に対し、男性は2.4%減となっている。有効求職者数はかつて無い高水準となっており、就職件数は、前年比で見ると、季節要因による変動はあるが、男女共に一貫して増加傾向にある（第1-特-22表）。

また、雇用保険受給者実人員は、平成24年2月時点で女性3万4,256人、男性2万4,060人で、男性は

第1-特-22表 岩手県・宮城県・福島県の雇用動向（男女別）

有効求職者数（上段：人，下段：％）					就職件数（上段：件，下段：％）						
		平成23年5月	8月	11月	24年2月			平成23年5月	8月	11月	24年2月
岩手県	女性	24,601 (26.0)	20,480 (23.6)	18,964 (18.1)	19,505 (10.6)	岩手県	女性	2,108 (24.8)	1,871 (16.9)	1,907 (16.9)	1,972 (15.1)
	男性	21,325 (4.3)	16,597 (-4.2)	14,692 (-4.8)	15,694 (-2.9)		男性	2,016 (38.1)	1,766 (24.6)	1,652 (5.2)	1,539 (28.5)
宮城県	女性	39,387 (26.7)	34,888 (23.6)	31,913 (15.7)	30,691 (14.7)	宮城県	女性	2,289 (11.5)	2,470 (23.8)	2,242 (3.9)	2,264 (12.2)
	男性	36,551 (15.0)	30,933 (5.3)	27,350 (1.4)	25,829 (-1.1)		男性	2,282 (43.0)	2,503 (31.0)	2,117 (13.1)	2,136 (38.9)
福島県	女性	28,304 (14.1)	25,084 (11.9)	23,049 (8.4)	22,529 (6.1)	福島県	女性	2,323 (22.5)	2,207 (26.6)	1,992 (14.9)	1,908 (9.5)
	男性	25,214 (-3.3)	22,253 (-2.0)	20,462 (-2.3)	19,515 (-3.7)		男性	1,916 (13.9)	2,170 (40.4)	1,940 (20.9)	1,624 (20.7)
3県合計	女性	92,292 (22.4)	80,452 (19.7)	73,926 (13.9)	72,725 (10.8)	3県合計	女性	6,720 (19.2)	6,548 (22.7)	6,141 (11.2)	6,144 (12.2)
	男性	83,090 (6.1)	69,783 (0.5)	62,504 (-1.3)	61,038 (-2.4)		男性	6,214 (31.2)	6,439 (32.1)	5,709 (13.1)	5,299 (29.8)

- （備考）1. 厚生労働省「被災3県の現在の雇用状況（月次）（男女別）」より作成。
2. 下段の（ ）内は、対前年同月増減率（％）。
3. 全て原数値である。

第1-特-23表 岩手県・宮城県・福島県の雇用保険受給者実人員（男女別）

（単位 上段：人，下段：％）

		平成23年5月	8月	11月	24年2月
岩手県	女性	8,666 (100.6)	8,863 (93.9)	7,230 (87.8)	6,829 (94.3)
	男性	6,951 (36.1)	5,825 (17.0)	4,527 (15.0)	4,255 (22.1)
宮城県	女性	17,652 (144.1)	19,406 (131.8)	16,338 (135.6)	15,261 (145.3)
	男性	15,296 (118.1)	14,810 (95.2)	12,188 (88.7)	10,875 (79.1)
福島県	女性	13,403 (107.0)	15,453 (121.0)	14,033 (136.3)	12,166 (126.1)
	男性	11,269 (75.6)	11,355 (76.1)	9,916 (81.1)	8,930 (80.2)
3県合計	女性	39,721 (120.4) 約2.2倍	43,722 (119.3) 約2.2倍	37,601 (124.8) 約2.2倍	34,256 (126.6) 約2.3倍
	男性	33,516 (80.8) 約1.8倍	31,990 (68.3) 約1.7倍	26,631 (67.8) 約1.7倍	24,060 (65.8) 約1.7倍

- （備考）1. 厚生労働省「被災3県の現在の雇用状況（月次）（男女別）」より作成。
2. 雇用保険受給者実人員には、個別延長給付、特例延長給付、広域延長給付を含む。
3. 雇用保険の数値は自発的失業や定年退職、その他特例（休業、一時離職）対象分も含む。
4. 下段の（ ）内は、対前年同月増減率（％）。

前年同月の約1.7倍であるのに対し、女性は約2.3倍で、それ以前から男性に比べて女性の増加率が高く、女性の方がより厳しい雇用状況が続いている（第1-特-23表）。

沿岸部のハローワークでは、生産工程・労務の職業が有効求人数、有効求職者数共に他の職業に比べて多くなっているが、女性の求職者数が比較的多い食料品製造の職業では、有効求人倍率は低くなっている。一方、建設・土木の職業等では有効求人数が有効求職者数を上回っているが、女性の求職者が極めて少ないなど、女性の被災者の希望する仕事と求人との多い仕事とにミスマッチが見られる（第1-特-24図）。

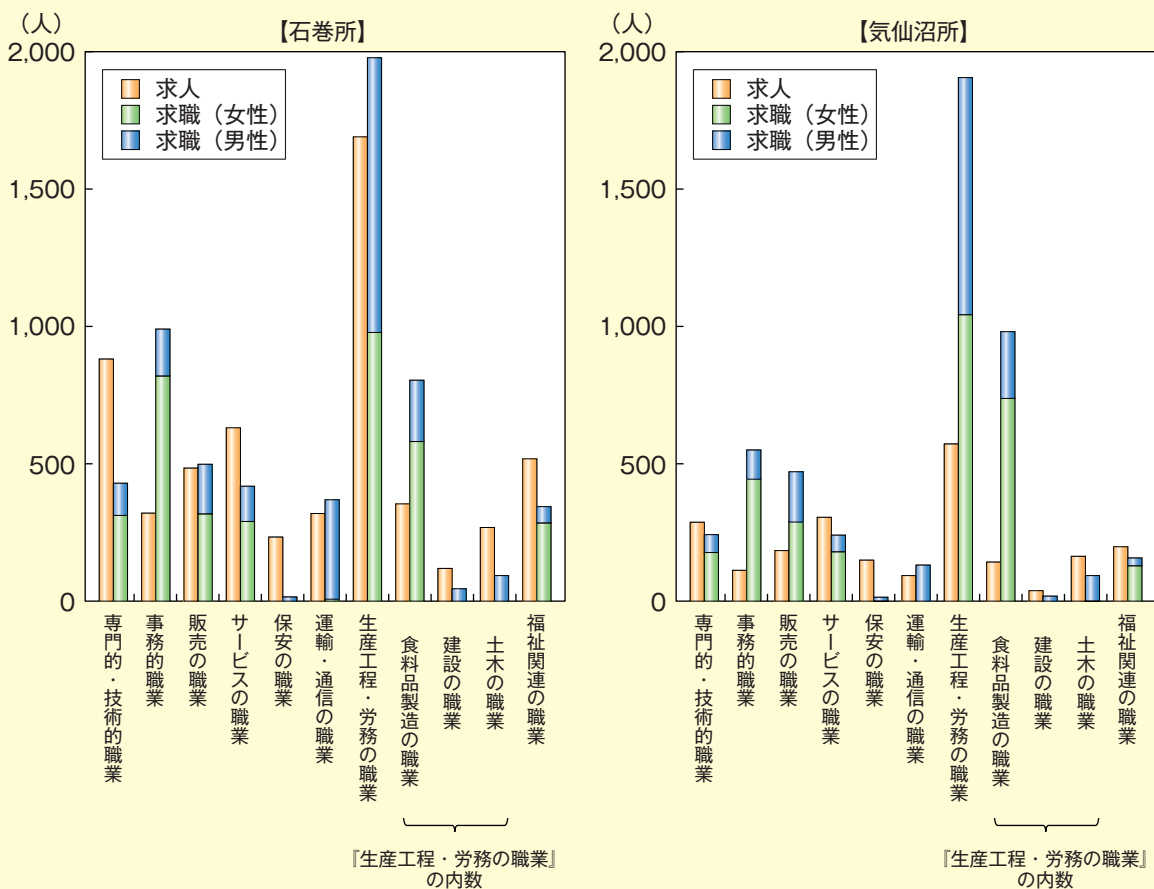
理由としては、もともと女性の雇用の場であった水産加工業等が、津波の影響等により甚大な被害を

受け、いまだ本格的な事業再開に至っていない事業所が多いことなどが考えられる。

平成23年3月に大学や高校等を卒業して4月に就職予定だった人のうち、東日本大震災の影響により内定を取り消されたり、入職(入社)時期が繰下げ(延期)となった人は、他の地域に比べ東北地方で多くなっている（第1-特-25表）。

厚生労働省では、避難所等への出張相談等の実施や、合同就職面接会を実施するなど、就職支援を行うとともに、雇用創出基金を活用し、復旧事業を通じた雇用創出を図った。平成23年12月末時点で、震災等緊急雇用対応事業により、岩手県、宮城県及び福島県において2万4,115人（女性1万1,433人、男性1万2,682人）の雇用機会を創出した。県別で見ると、雇用創出数は、岩手県では、女性40.0%、男

第1-特-24図 ハローワーク別の有効求人数・有効求職者数（平成24年1月）



(備考) 1. 厚生労働省「被災3県の現在の雇用状況（月次）（男女別）」（平成24年1月）より作成。
 2. 求人申込書における「性別」欄はないため、有効求人数の男女別はない。
 3. 「福祉関連の職業」は、他の職業区分の中から、「福祉関連」の職業を足し上げたもの。

第1-特-25表 東日本大震災による新卒者内定取消し等の状況（平成22年度）

（単位：人）

	全国	東北	南関東	その他地域
採用内定取消しとなった学生・生徒数	469	302	112	55
入職時期繰下げとなった学生・生徒数	2,556	1,200	950	406

- （備考） 1. 厚生労働省「平成22年度新卒者内定取消し状況（8月末現在）」（平成23年）より作成。
 2. 平成23年3月に大学や高校等を卒業して4月に就職予定だった人のうち、震災の影響を理由として、内定を取り消されたり、入職（入社）時期が繰下げ（延期）となった学生・生徒数。
 3. 「東北」は青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県。「南関東」は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県。その他地域は「東北」及び「南関東」を除く37道府県。

第1-特-26表 岩手県・宮城県・福島県の震災等緊急雇用対応事業雇用実績

	事業数 (件)	事業額 (億円)	雇用創出数 (人)	女性	割合	男性	割合
岩手県	300	82.0	5,509	2,204	40.0%	3,305	60.0%
宮城県	420	100.6	7,466	3,823	51.2%	3,643	48.8%
福島県	1,021	197.0	11,140	5,406	48.5%	5,734	51.5%
3県合計	1,741	379.6	24,115	11,433	47.4%	12,682	52.6%

- （備考） 1. 厚生労働省「震災等緊急雇用対応事業雇用実績調べ（平成23年12月末日時点）」より作成。
 2. 平成23年12月末日時点で失業者の雇用を開始している事業のうち、現時点で把握できた事業を計上したものの。

コラム7

高齢者や子育て等の支援（雇用創出基金を活用した事例）

特定非営利活動法人参画プランニング・いわては、岩手県盛岡市から委託され、「デリバリーケアプロジェクト事業」を行っている。この事業は、被災者を雇用し、岩手県野田村、宮古市、大槌町の3か所で、仮設住宅等で暮らす高齢者等のために、日用品、食料品、雑貨等の買物を代行するものである。買い物した商品を必ず手渡すことで被災者の安否や健康状態を確認し、悩み相談等は他機関へつなぎ、解決が図られるように支援している。

一般社団法人パーソナルサポートセンターは、仙台市から委託され、「安心見守り協働事業」を行っている。「絆支援員」として被災者を雇用し、仮設住宅等を訪問し、入居者の話し相手となり、様々な相談に応じている。医療や就労等の相談は、同センターのスタッフを通じ、専門機関につないでいる。

公立大学法人宮城大学は、宮城県から委託され、「復興まちづくり推進員」を宮城県東松島市と南三陸町の2市町に派遣した。東松島市の仮設住宅では、復興まちづくり推進員が「子どもが遊べる場所が少ない」という子育て中の女性の話を聞き、地元の市民センターやボランティアの協力を得て、月2回、集会所で未就学児の集団保育を行う臨時の遊び場を作ることとなった。



買物を代行する支援員（盛岡市）



集会所での親子の集い（東松島市）

性60.0%と女性が男性に比べて低くなっているが、宮城県及び福島県では、男女はほぼ半数となっている（第1-特-26表）。

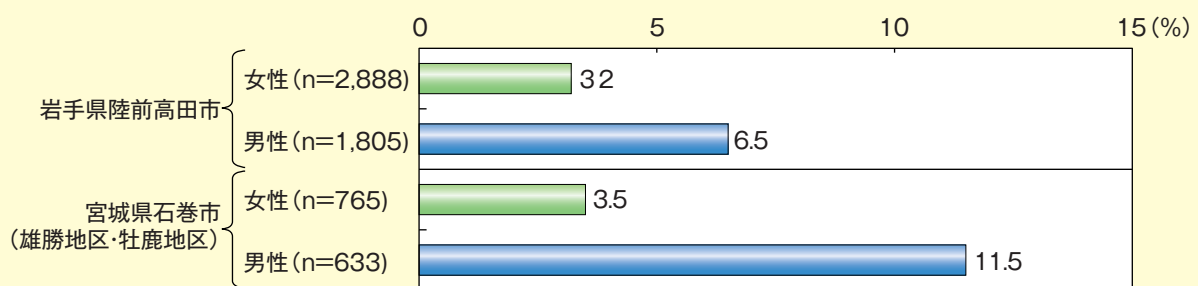
また、厚生労働省では、被災地の復旧・復興や成長が見込まれる分野の人材育成のため、岩手県、宮城県及び福島県において、これまでに約1万6,000人に対して公的職業訓練（公共職業訓練、基金訓練及び求職者支援訓練）を実施した（平成23年4月から24年3月までに開講したコースの実績（速報値））。

5 心の健康の状況

被災者の健康状態については、厚生労働省研究班が「東日本大震災被災者の健康状態等に関する調査」として、被災者の健康管理と今後の災害対策の立案への活用を目的に、被災者の健康状態について長期間の追跡調査を実施している。

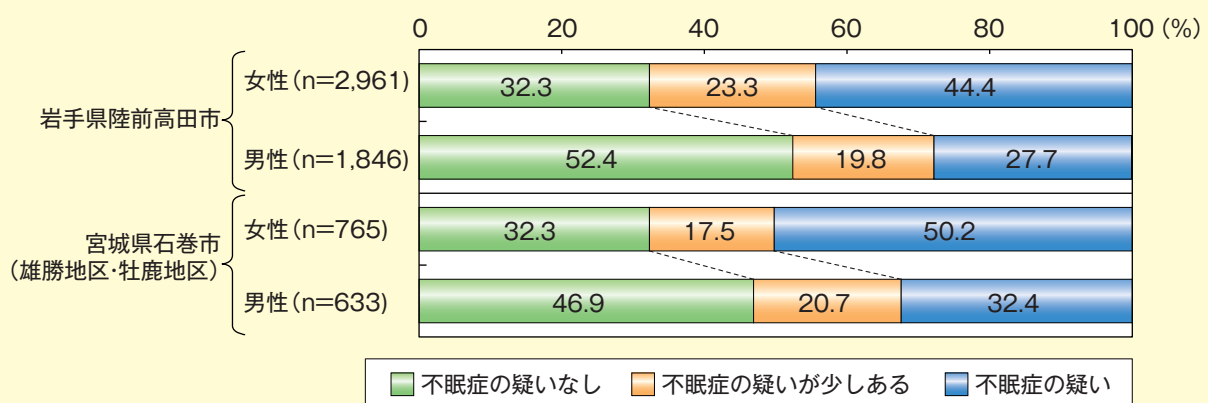
このうち、岩手県陸前高田市の18歳以上の住民約4,800人を対象とした調査と宮城県石巻市の18歳以上の住民約1,400人を対象とした調査について、男

第1-特-27図 飲酒量が増加した人の割合（陸前高田市，石巻市）（男女別）



- (備考) 1. 厚生労働科学研究「東日本大震災被災者の健康状態等に関する調査」研究班（研究代表者：林 謙治国立保健医療科学院長）資料より作成。
 2. 東日本大震災の被災者を対象に、健康状態について長期間追跡調査を行うもので、健康診査を受診し、アンケート調査に回答した18歳以上の人（ただし、飲酒量に関する設問は20歳以上）が集計対象である。
 3. 震災前と震災後の1週間当たりの飲酒量を尋ね、震災前に比べて飲酒量が増えた人の割合である。
 4. 岩手県陸前高田市は、研究分担者である岩手医科大学坂田清美教授による男女別集計結果より作成。調査時期は平成23年10～12月。
 5. 宮城県石巻市（雄勝地区・牡鹿地区）は、研究分担者である東北大学辻一郎教授による男女別集計結果より作成。調査時期は平成23年6～8月。

第1-特-28図 睡眠に関する状態（陸前高田市，石巻市）（男女別）



- (備考) 1. 厚生労働科学研究「東日本大震災被災者の健康状態等に関する調査」研究班（研究代表者：林 謙治国立保健医療科学院長）資料より作成。
 2. 東日本大震災の被災者を対象に、健康状態について長期間追跡調査を行うもので、健康診査を受診し、アンケート調査に回答した18歳以上の人を集計対象である。
 3. 岩手県陸前高田市は、研究分担者である岩手医科大学坂田清美教授による男女別集計結果より作成。調査時期は平成23年10～12月。
 4. 宮城県石巻市（雄勝地区・牡鹿地区）は、研究分担者である東北大学辻一郎教授による男女別集計結果より作成。調査時期は平成23年6～8月。
 5. WHO（世界保健機関）が中心となって設立した「睡眠と健康に関する世界プロジェクト」が作成した不眠症判定法（アテネ不眠尺度）に基づき調査した結果。回答者は、睡眠に関する8つの間について過去1か月間の状況に基づいて回答し、その合計点数によって不眠症の度合いを判断する（0～3点：不眠症の疑いなし、4～5点：不眠症の疑いが少しある、6点以上：不眠症の疑い）。

女別で集計したところ、震災前後の成人の飲酒量の変化は、全体として変化のない者が多いが、陸前高田市、石巻市共に、飲酒量が増加している者は、女性が3%台であるのに対し、男性では約7~12%と高くなっている(第1-特-27図)。

また、睡眠障害が強く疑われる者は、陸前高田市では、女性44.4%、男性27.7%、石巻市では、女性50.2%、男性32.4%となっている(第1-特-28図)。

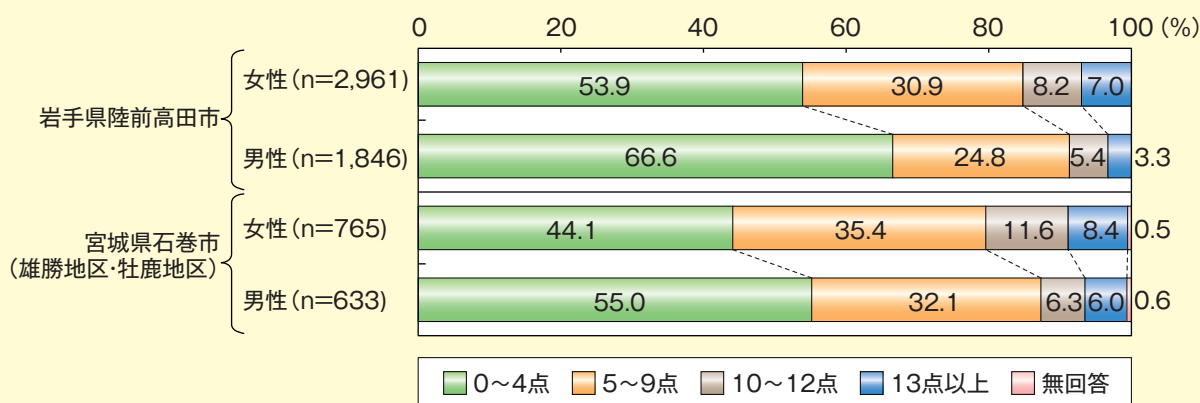
さらに、こころの状態(心の元気さ)を測る指標

の点数分布を見ると、個別の対応が必要とされる13点以上の重症群は、陸前高田市では、女性7.0%、男性3.3%、石巻市では、女性8.4%、男性6.0%となっている(第1-特-29図)。

このように、震災による健康への影響は、睡眠障害、心の元気さ共に、男性よりも女性でより強い影響が見られる。

岩手県、宮城県及び福島県における自殺者数は、福島県では平成23年5月の自殺者数が前年同月と比

第1-特-29図 こころの状態(陸前高田市, 石巻市)(男女別)



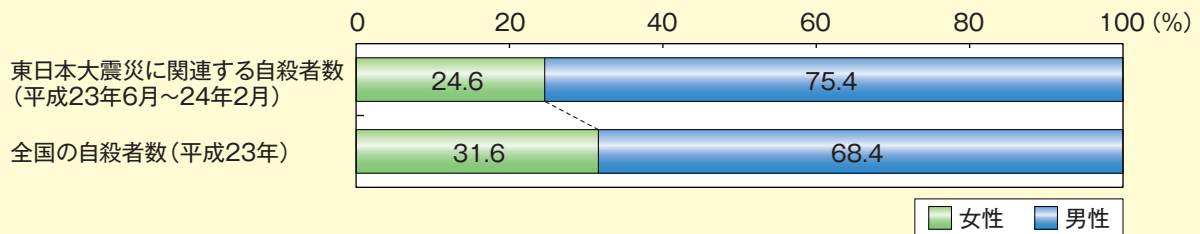
- (備考) 1. 厚生労働科学研究「東日本大震災被災者の健康状態等に関する調査」研究班(研究代表者: 林 謙治国立保健医療科学院長)資料より作成。
 2. 東日本大震災の被災者を対象に、健康状態について長期間追跡調査を行うもので、健康診査を受診し、アンケート調査に回答した18歳以上の人が集計対象である。
 3. 岩手県陸前高田市は、研究分担者である岩手医科大学坂田清美教授による男女別集計結果より作成。調査時期は平成23年10~12月。
 4. 宮城県石巻市(雄勝地区・牡鹿地区)は、研究分担者である東北大学辻一郎教授による男女別集計結果より作成。調査時期は平成23年6~8月。
 5. 米国のKesslerらによって、うつ病・不安障害等の精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発された「K6」という尺度を用いて調査した結果。心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として広く利用されている。回答者は、6つの間に回答し、その合計点数によってこころの状態を判断する。合計点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性があるとしてされている。

第1-特-30表 岩手県・宮城県・福島県の月別自殺者数

		平成23年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成24年1月	2月	計
岩手県	自殺者数(人)	31	40	34	36	38	49	32	42	31	18	22	16	389
	前年比(%)	(-31.1)	(-7.0)	(-2.9)	(-25.0)	(-26.9)	(14.0)	(-8.6)	(20.0)	(-6.1)	(-43.8)	(-8.3)	(-38.5)	(-13.7)
宮城県	自殺者数(人)	33	35	50	45	46	51	39	26	39	38	43	36	481
	前年比(%)	(-45.0)	(-14.6)	(0.0)	(-4.3)	(-22.0)	(-15.0)	(-4.9)	(-48.0)	(-42.6)	(-11.6)	(-10.4)	(9.1)	(-19.8)
福島県	自殺者数(人)	41	42	68	50	49	44	36	34	47	29	29	36	505
	前年比(%)	(-18.0)	(5.0)	(38.8)	(6.4)	(0.0)	(2.3)	(20.0)	(-39.3)	(-6.0)	(-37.0)	(-25.6)	(-21.7)	(-7.3)
(参考) 全国	自殺者数(人)	2,464	2,711	3,375	3,037	2,813	2,612	2,446	2,402	2,256	2,097	2,257	2,149	30,619
	前年比(%)	(-16.7)	(4.9)	(21.3)	(9.2)	(-2.1)	(2.1)	(-1.8)	(-1.8)	(-19.8)	(-13.5)	(-1.3)	(-0.1)	(-1.7)

- (備考) 1. 警察庁「平成24年の月別の自殺者数について(4月末の暫定値)」, 内閣府・警察庁「平成23年中における自殺の状況」及び警察庁「平成22年中における自殺の概要資料」より作成。
 2. 本統計は、自殺の発生地における計上であり、自殺者の居住地とは異なる。
 3. 平成24年1~2月は、暫定値である。

第1-特-31図 東日本大震災に関連する自殺者数の男女別割合



- (備考) 1. 内閣府自殺対策推進室「東日本大震災に関連する自殺者数」(平成24年2月分)及び内閣府・警察庁「平成23年中における自殺の状況」より作成。
2. 「東日本大震災に関連する自殺」とは、(1)から(5)のいずれかの要件に該当する自殺をいう。
- (1) 遺体の発見地が、避難所、仮設住宅又は遺体安置所であるもの。
 - (2) 自殺者が避難所又は仮設住宅に居住していた者であることが遺族等の供述その他により判明したもの。
 - (3) 自殺者が被災地(東京電力福島第一原子力発電所事故の避難区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域を含む。)から避難してきた者であることが遺族等の供述その他により判明したもの。
 - (4) 自殺者の住居(居住地域)、職場等が地震又は津波により甚大な被害を受けたことが遺族等の供述その他により判明したもの。
 - (5) その他、自殺の「原因・動機」が、東日本大震災の直接の影響によるものであることが遺族等の供述その他により判明したもの。
3. 東日本大震災に関連する自殺者数(平成23年6月～24年2月)は計57人、全国の自殺者数(平成23年)は計30,651人である。
4. 東日本大震災に関連する自殺者数のうち、平成24年1～2月は、暫定値である。

べて38.8%となっている。年間の自殺者数は、各県共に前年度の自殺者数を下回っている(第1-特-30表)。

東日本大震災に関連する自殺者数(平成23年6月～24年2月)は、女性14人、男性43人となっている(第1-特-31図)。

6 犯罪被害・暴力被害等の状況

岩手県、宮城県及び福島県における刑法犯の認知件数(平成23年度)は、各県共に前年度から約14～20%減少しており、全国よりも被災3県の減少率が高くなっている(第1-特-32表)。

性犯罪についても、強姦、強制わいせつの認知件数は、おおむね前年度に比べて減少している(第1-特-33表)。

岩手県、宮城県及び福島県における配偶者暴力相談支援センターの相談件数は、宮城県及び福島県では前年度に比べ減少しているが、岩手県では前年度に比べて約1.2倍と増加している(第1-特-34表)。

内閣府では、平成23年5月10日から岩手県、同年9月1日から宮城県、24年2月11日から福島県において、地方公共団体及び民間団体と協働し、全国の

相談員の協力を得て、電話や面接により、東日本大震災による女性の様々な不安や悩み、女性に対する暴力に関する相談事業を行っている。

「女性の心のケア ホットライン・いわて」に寄せられた相談は888件(平成23年5月10日から24年3月31日まで)、「東日本大震災 心の相談 ホットライン・みやぎ」に寄せられた相談は1,166件(23年9月1日から24年3月31日まで)、「女性のための電話相談・ふくしま」に寄せられた相談は364件(24年2月11日から3月31日まで)となっている。これらの相談件数の合計は2,418件で、配偶者からの暴力に関する相談(203件)やその他の暴力に関する相談(42件)も含まれている(第1-特-35表)。中には、「配偶者のアルコール依存が進み暴力がひどくなった」、「自宅が全壊して移り住んだ環境に配偶者がなじみず、イライラして当たり散らされる」、「震災で住まいと仕事を失い、別居していた配偶者と同居したが暴力に耐えられない」、「震災後に元交際相手が支援物資を持って駆け付けてくれ、心細さからよりを戻したが、暴力がひどくなり怖い」などの相談もある。

第1-特-32表 岩手県・宮城県・福島県における刑法犯の認知件数

(単位：件)

	平成23年度	平成22年度	増減率
岩手県	6,337	7,365	-14.0%
宮城県	20,144	24,354	-17.3%
福島県	15,621	19,586	-20.2%
3県合計	42,102	51,305	-17.9%
(参考)全国	1,468,549	1,570,050	-6.5%

(備考) 1. 警察庁資料より作成。
2. 各年度とも、3月～翌年2月までの間。なお、平成23年度は24年3月現在の暫定値である。

第1-特-33表 岩手県・宮城県・福島県における性犯罪の認知件数

(単位：件)

		平成23年度	平成22年度	増減率
岩手県	強姦	9	14	-35.7%
	強制わいせつ	41	46	-10.9%
宮城県	強姦	15	27	-44.4%
	強制わいせつ	145	138	5.1%
福島県	強姦	16	17	-5.9%
	強制わいせつ	87	122	-28.7%
3県合計	強姦	40	58	-31.0%
	強制わいせつ	273	306	-10.8%
(参考)全国	強姦	1,185	1,269	-6.6%
	強制わいせつ	6,974	7,003	-0.4%

(備考) 1. 警察庁資料より作成。
2. 各年度とも、3月～翌年2月までの間。なお、平成23年度は24年3月現在の暫定値である。

第1-特-34表 岩手県・宮城県・福島県における配偶者暴力相談支援センターへの相談件数

(単位：件)

		平成23年度	平成22年度	増減率
岩手県	全体	1,763	1,414	24.7%
	うち女性	1,731	1,404	23.3%
宮城県	全体	617	643	-4.0%
	うち女性	611	633	-3.5%
福島県	全体	1,361	1,507	-9.7%
	うち女性	1,347	1,494	-9.8%
3県合計	全体	3,741	3,564	5.0%
	うち女性	3,689	3,531	4.5%

(備考) 1. 内閣府男女共同参画局資料より作成。
2. 相談件数は、来所、電話、その他の合計。

第1-特-35表 岩手県・宮城県・福島県における女性の悩み・暴力相談実施状況

(単位：件)

	相談件数	うちその他暴力に関する相談	
		うちDVに関する相談	うちその他暴力に関する相談
岩手県	888	46	24
宮城県	1,166	105	12
福島県	364	52	6
3県合計	2,418	203	42

(備考) 1. 内閣府男女共同参画局資料より作成。
2. 相談件数は、電話相談及び相談窓口等による面接相談の合計。
3. 相談実施期間は、岩手県は平成23年5月10日～24年3月31日、宮城県は23年9月1日～24年3月31日、福島県は24年2月11日～3月31日。

福島県における女性のための電話相談

「女性のための電話相談・ふくしま」に寄せられた相談のうち、県内在住者は全体の77.5%で、22.5%は県外に避難している者からの相談である。相談には、心身の不調を訴える相談と、人間関係の悩みについての相談が多くなっている。

福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の拡散による被害について、周囲の人と共有できないことによる孤立・孤独感の訴えは多く、特に県外避難者からは、「被災についての周囲との温度差がづらい」、「帰郷するかしないかの判断がつかず苦しい」、「新しい土地になじめない」などの相談が多い。

また、県外避難や家族離散による二重生活の長期化による不安や、家族との関係についての訴えも多い。「慣れない土地で子育てを一身に背負っているが、そのつらさを単身で地元に残り仕事をしている夫に話すと、互いのストレスをぶつけあってけんかになってしまう」、「親世代と放射性物質に対する見解が異なりぶつかってしまう」などの相談が寄せられている。

さらに、「放射性物質の影響が心配」、「子どもを持ちたいが大丈夫だろうか」など、女性の健康への不安についての相談も寄せられている。

電話相談の窓口は、「苦勞が分かり合える福島の人と話したい」という県外避難者の相談の受け皿にもなっている。

第3節 復興に関する施策

1 復興の基本的枠組み

被災地の住民に未来への明るい希望と勇気を与えるとともに、国民全体が共有でき、豊かで活力ある日本の再生につながる復興構想を取りまとめるため、平成23年4月11日に、有識者から成る東日本大震災復興構想会議の開催が閣議決定された。委員は15人で、このうち女性は1人であった。同会議の下に置かれた、東日本大震災復興構想会議検討部会は、委員19人中2人が女性であった。

同会議が平成23年6月に取りまとめた「復興への提言～悲惨のなかの希望～」では、「住民意見の集約にあたっては、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等の意見についても、これを適切に反映させ、また将来世代にも十分配慮しなければならない」とことや、「男女共同参画の視点は忘れられてはならない」ことなどが明記されている。

また、平成23年6月に成立した東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）においても、基本理念として、「被災地域の住民の意向が尊重され、あわ

せて女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと」が掲げられている。

これらを踏まえ、東日本大震災復興対策本部が平成23年7月に策定した「東日本大震災からの復興の基本方針」において、基本的考え方として、「男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する」ことが明記され、復興施策に男女共同参画、特に女性の視点を反映することが記載された（参考1参照）。

この間、女性団体等はシンポジウムを開催するなどして、男女共同参画の視点を徹底することなどを求めて関係機関に働きかけを行った。

平成24年2月10日に発足した復興庁では、以上のような考え方を踏まえて、本庁に男女共同参画班を置くとともに、岩手復興局、宮城復興局、福島復興局の各復興局に男女共同参画担当を置き、東日本大震災からの復興過程における男女共同参画を推進している。

なお、復興庁の発足に伴い、東日本大震災からの復興のための施策の実施状況を調査審議するため新設された復興推進委員会では、15人中4人が女性委員となっている。

【参考1】 東日本大震災からの復興の基本方針（抜粋）**1 基本的考え方**

(ix) 男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。あわせて、子ども・障害者等あらゆる人々が住みやすい共生社会を実現する。

5 復興施策**(1) 災害に強い地域づくり****① 高齢化や人口減少等に対応した新しい地域づくり**

(ii) 高齢者や子ども、女性、障害者などに配慮したコンパクトで公共交通を活用したまちづくりを進める。

⑤ 市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等

(ii) 被災地に居住しながら、被災者の見守りやケア、集落での地域おこし活動に幅広く従事する復興支援員の配置等及びまちづくり等に関する各種専門職の被災地への派遣や人材の確保・データベース化を進める。各種専門家の派遣やデータベース化等に当たっては、女性の参画に配慮するとともに、被災した地方自治体から見て、ワンストップの対応が可能となるようにする。

(iv) まちづくりにおいて、協議会等の構成が適正に行われるなど、女性、子ども・若者、高齢者、障害者、外国人等の意見が反映しやすい環境整備に努める。

(2) 地域における暮らしの再生**① 地域の支え合い**

(i) 少子高齢化社会のモデルとして、新しい形の地域の支え合いを基盤に、いつまでも安心してコミュニティで暮らしていけるよう保健・医療、介護・福祉、住まい等のサービスを一体的、継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するため、地域の利便性や防災性を考慮しつつ、被災地のニーズを踏まえ基盤整備を支援する。その際には、高齢者、子ども、女性、障害者等に配慮し、地域全体のまちづくりを進める中で、被災市町村の特性を踏まえ、安全な場所に集約化を進める。

(iv) 被災地や避難先における、不安や偏見等に基づく多様な人権問題に対し適切に対処するとともに、その発生を防止する取組みを行い、被災者の孤立を防止する。このほか女性の悩み相談を実施する。

② 雇用対策

(ii) 被災地域における人口減少・少子高齢化に対応するため、第一次産業等の生涯現役で年齢にかかわらず働き続けられる雇用や就労のシステムを活用した全員参加型・世代継承型の先導的な雇用復興、兼業による安定的な就労を通じた所得機会の確保等を支援する。若者・女性・高齢者・障害者を含む雇用機会を被災地域で確保する。

(iii) 女性の起業活動等の取組みを支援するため、被災地におけるコミュニティビジネスの立ち上げの支援、農山漁村女性に対する食品加工や都市と農山漁村の交流ビジネス等の起業化の相談活動、経営ノウハウ習得のための研修等の取組みを支援する。

(3) 地域経済活動の再生**③ 農業**

(iii) 戦略を組み合わせることで、地域の特性に応じた将来像を描き、力強い農業構造の実現を支援していく。

(ハ) 農業経営の多角化戦略

農業生産だけでなく、復興ツーリズムの推進や再生可能エネルギーの導入、福祉との連携といった様々な取組みを組み合わせ、これに高齢者や女性等も参画することにより、地域の所得と雇用を創出していく。

7 復興支援の体制等**(1) 復興対策本部・現地対策本部の役割**

(iii) 「東日本大震災復興対策本部」及び「現地対策本部」の事務局に、復興過程における男女共同参画を推進する体制を設けるものとする。

2 地方公共団体における復興への取組

復興に向けて、被災地方公共団体は、今後の復興の道筋を示す復興計画を策定している。被災沿岸市町村のうち、国の職員が各市町村に赴き復興計画策定を技術的に支援した43市町村について調査したところ、平成24年4月現在、外部有識者を含めた委員会等を設置している38市町村の委員会における女性

委員は、751人中84人(11.2%)となっている。このうち9市町村では、女性委員がゼロである。

また、都道府県においては、青森県復興ビジョン策定懇話会は12人中3人、岩手県東日本大震災津波復興委員会は19人中2人、宮城県震災復興会議は12人中1人、福島県復興計画検討委員会は23人中1人が女性委員となっている(第1-特-36表)。

第1-特-36表 復興計画策定に当たったの委員会等における女性委員の割合

県名	市町村名	委員総数(人)	うち女性の委員数(人)	女性割合(%)
青森県	三沢市	22	1	4.5
	八戸市	17	2	11.8
岩手県	洋野町	20	1	5.0
	野田村	25	3	12.0
	普代村	14	0	0.0
	田野畑村	12	1	8.3
	岩泉町	18	0	0.0
	宮古市	21	3	14.3
	山田町	20	1	5.0
	大槌町	48	5	10.4
	釜石市	45	8	17.8
	大船渡市	28	2	7.1
宮城県	陸前高田市	50	4	8.0
	気仙沼市	13	0	0.0
	南三陸町	9	0	0.0
	石巻市	29	4	13.8
	女川町	12	1	8.3
	東松島市	6	0	0.0
	松島町	16	2	12.5
	利府町	14	1	7.1
	塩竈市	15	0	0.0
	七ヶ浜町	31	0	0.0
	多賀城市	15	1	6.7
	仙台市	16	3	18.8
	名取市	22	2	9.1
	岩沼市	12	3	25.0
福島県	亘理町	18	3	16.7
	山元町	10	3	30.0
	新地町	15	1	6.7
	相馬市	26	0	0.0
	南相馬市	25	5	20.0
茨城県	広野町	14	3	21.4
	いわき市	7	0	0.0
	北茨城市	19	5	26.3
	日立市	10	1	10.0
千葉県	ひたちなか市	24	7	29.2
	神栖市	14	6	42.9
旭市	19	2	10.5	
合計		751	84	11.2

(参考)

県名	委員総数(人)	うち女性の委員数(人)	女性割合(%)
青森県	12	3	25.0
岩手県	19	2	10.5
宮城県	12	1	8.3
福島県	23	1	4.3

- (備考)
- 復興庁資料より作成。
 - 平成24年4月現在。
 - 復興計画策定に当たったの委員会等とは、復興計画策定に当たり市町村が設置した外部有識者による委員会で、復興計画を最終決定するために活用又は設置された委員会を指す。
 - 復興計画を策定(作成予定含む)しているが委員会等を設置していない岩手県久慈市、茨城県高萩市、茨城県大洗町、茨城県鹿嶋市、千葉県山武市を除く。

復興庁及び内閣府では、被災地方公共団体が復興に向けた取組に当たり、住民の意見を取りまとめる際に、多様な視点が取り入れられるよう、被災地方公共団体に申し入れを行った。

内閣府では、復興計画等の策定の場合への女性の参画を推進するため、地方公共団体で復興計画の策定のための委員会を設置する際の委員選出に当たり、各地区からの代表として女性を選出するように伝えるなど、女性委員の割合を高めた事例等を、被災地方公共団体に情報提供した。

また、復興に向けたまちづくりに当たって、女性が働きやすく、ワーク・ライフ・バランスを実現しやすい環境整備や地域子育て施設の充実、災害時に避難所となることが想定される施設への多目的トイレの整備等、女性や子育て家庭等に配慮したまちづくりを行うことなどの留意点を取りまとめ、被災地方公共団体に情報提供した。

地方公共団体が策定した復興計画には、男女共同参画の視点を取り入れているものも見られる（参考2参照）。

【参考2】 復興計画に男女共同参画の視点を取り入れている例

・釜石市復興まちづくり基本計画（岩手県釜石市）

「復興にむけては、自助、共助の精神に基づき、男女共同参画のもと、高齢者や障がい者、女性、子どもも含めた幅広い市民の参画のもとで、1日も早い復興を目指した取組を推進します。」

・東松島市復興まちづくり計画（宮城県東松島市）

「女性、高齢者も含めた多様な起業として、地域課題の解決に向けたソーシャル・ビジネス、地域資源を活用したコミュニティ・ビジネス等を促進します。」

・仙台市震災復興計画（仙台市）

「復興に当たっては、男女共同参画の機会を確保しながら、地域の多様な主体が自ら考え、共に行動するなど、市民一人ひとりの自立と地域の絆により、持てる知恵や力を合わせる協働を強化します。」

・山元町震災復興計画（宮城県山元町）

「各種委員会等の委員に女性を登用するなど、まちづくりの施策や方針の検討に際し、女性の参画を推進し、男女共同参画社会の実現に努めます。」

3 被災地における女性の就業・起業等の支援

被災した地方公共団体の多くで、震災前から、高齢化や人口減少が進んでいる。地域における暮らしの再生に当たっては、少子高齢化社会のモデルとして、新しい形の地域の支え合いとともに、女性がその能力を十分に発揮して経済社会に参画することが重要である。

被災地では、避難所の炊き出しのボランティアとしての活動がきっかけとなり、弁当製造販売事業やコミュニティ・カフェ等の新しい事業が生まれている。内閣府では、「新しい公共」の担い手となる特定非営利活動法人等の経営基盤の強化や、それらの団体が行政や関係者との協働により地域の課題に取り組む活動を支援する「新しい公共支援事業」を行っており、女性による被災地での「新しい公共」の活動も始まっている（コラム9参照）。

また、内閣府では、被災地における起業と雇用を

創造するため、地域の生活や環境等の課題を解決することを目的とした事業を行う社会的企業の起業支援や担い手の育成を行う「復興支援型地域社会雇用創造事業」を行っている。事業を実施する事業者の中には、女性を中心に起業支援・人材育成を予定している団体もある。

厚生労働省では、被災地での安定的な雇用創出のため、生涯現役で年齢に関わりなく働き続けられる全員参加型・世代継承型の先導的な雇用復興を支援する「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業」を実施することとした。地方公共団体から事業受託を希望する事業主、特に女性団体等から、地方公共団体に事業を提案又は事業受託に応募したくても企画書作成のノウハウがないなどの声が寄せられたことから、企画書の記載例を作成し、周知するなどの取組を行った。

経済産業省では、株式会社日本政策金融公庫が行う低利融資事業である「女性、若者／シニア起業家支援資金」において、震災の影響により離職し、新たに創業する者については、融資後3年間は基準利率を引き下げるなどの措置を講じている。

被災地においては、農林水産業が地域経済活動における基幹産業であり、地域の雇用や暮らし等の面で大きな役割を果たしている。農林水産省では、農業経営の多角化戦略として、被災地において、直売所での起業活動を再開した女性グループ等の新商品開発等の取組や、復興に向けた女性の視点からの提案等を行うセミナー開催の支援を行った。また、地域の中心となる経営体や地域農業の在り方等を定める計画の検討に当たり、検討メンバーに女性がおおむね3割以上参画することを要件化し、女性の視点を地域農業の復興にいかせるよう措置を取った。

なお、政府は、被災地の就労支援・雇用創出の総

合対策として、「『日本はひとつ』しごとプロジェクト」を推進し、平成23年4月28日までに全ての都道府県に「日本はひとつ」しごと協議会が設置された。同協議会に、地方公共団体、国の出先機関、業界団体等が参画することにより、被災地での復旧・復興事業及び様々な業界に係る情報の共有、被災離職者の生活の安定と就労支援の促進が図られた。

復興段階に向けた雇用対策の実施に当たっては、女性の雇用が非常に厳しい状況下に置かれていることに加え、東日本大震災からの復興の基本方針においても女性の参画を促進するとされていることなども踏まえ、平成23年12月に、地方公共団体の男女共同参画主管部局、男女共同参画センターの長等、男女共同参画の視点を有する女性委員を協議会の構成員とするなど、女性のニーズを踏まえた雇用創出を行うこととした。

コラム 9

ボランティア活動から雇用の場、交流の場づくりへ

特定非営利活動法人巨理いちごっこは、避難所での炊き出しボランティアの経験から、平成23年5月から7月にかけて、宮城県巨理町の集会所を無償で借り、支援物資を選んだり、食事ができるスペース（カフェ）をスタートさせた。ランチは罹災証明書提示者は無料（同年12月からは安価で提供）、その他の利用者には1食500円以上の寄付で提供した（現在は被災者以外一律500円）。同年7月からはプレハブ店舗にて「いちごっこ」をオープンし、仮設住宅以外に住む人たちへの傾聴活動（被災者に寄り添って話を聞く活動）や公民館でのイベント開催等にも取り組んでいる。

また、「宮城県新しい公共の場づくりのためのモデル事業」の一つとして事業採用され、教育関係の法人と連携し、雇用の場、交流の場づくりに取り組むことを予定している。



巨理町の集会所を借りたカフェ

第4節 東日本大震災の教訓を未来へ

1 中央防災会議等の動き

内閣総理大臣を始めとする全閣僚、指定公共機関の代表者及び学識経験者により構成される中央防災会議では、東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的な強化や最近の災害等を踏まえた防災対策

の見直しを反映し、平成23年12月に「防災基本計画」を修正した。修正後の防災基本計画では、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めること、仮設住宅の運営管理において女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮することといった内容がより具体的に盛り込まれた（参考3参照）。

【参考3】防災基本計画（抜粋）

第2編 地震災害対策編（※他の災害対策編にも同様の記述がある。）

第2章 災害応急対策

第5節 避難収容及び情報提供活動

2 避難場所

(2) 避難場所の運営管理

○地方公共団体は、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。

3 応急仮設住宅等

(3) 応急仮設住宅の運営管理

○地方公共団体は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

また、中央防災会議の下に設置された防災対策推進検討会議において、東日本大震災における政府の対応を検証し、大震災の教訓を総括するとともに、防災対策の充実・強化を図るため、震災の教訓・課題を受け、防災対策の全般的な見直しや、災害対策法制の見直しに関する論点の整理等が行われた。平成24年3月に取りまとめられた中間報告では、被災者支援、復旧・復興、防災等の各段階における男女共同参画の視点の重視が明記されている。

なお、中央防災会議では27人中2人、防災対策推進検討会議は20人中5人が女性委員となっている。

東日本大震災の発生とその後の対応の教訓を踏まえて、地方公共団体においても、地域防災計画を修正する動きが出ている。平成23年度中に、27道府県が地域防災計画を修正した。

東日本大震災の発生後、地域防災計画等の防災に関する政策・方針決定過程に女性の参画を拡大する必要性がより強く認識されるようになり、各地方公共団体において、地方防災会議に女性委員を積極的に登用しようとする動きが見られる。

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、地方公共団体が設置する地方防災会議における女性委員の割合は、平成24年4月現在で、都道府県4.5%（前年3.5%）、政令指定都市8.5%（前年7.2%）

となっている。前年と比べると、女性委員がゼロとなっている都道府県は、12都府県から6都県に減少しており、前年に女性委員がゼロだった神奈川県は5人、兵庫県、高知県及び沖縄県は3人の女性委員が参画することとなった（第1-特-37表）。

このような取組をより一層推進していくため、内閣府及び消防庁は、平成24年5月に、防災対策の見直しに係る男女共同参画の推進について、各都道府県宛てに通知した。

さらに、第180回国会に提出された「災害対策基本法の一部を改正する法律案」においては、地域防災計画に多様な主体の意見を反映させる観点から、地方防災会議の委員について自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから知事等が任命できるものとされている。

内閣府では、平成23年度に「地域における男女共同参画連携支援事業」の一環で、地方公共団体における男女共同参画の視点を踏まえた防災対応への支援を行った（コラム11参照）。

第1-特-37表 地方防災会議の委員に占める女性の割合

都道府県	委員総数 (人)	うち女性の 委員数(人)	女性割合 (%)	(参考) 前年の女性 割合 (%)
北海道	58	4	6.9	5.2
青森県	49	4	8.2	4.1
岩手県	57	1	1.8	1.8
宮城県	49	1	2.0	2.1
秋田県	54	2	3.7	5.8
山形県	50	2	4.0	4.0
福島県	49	3	6.1	8.2
茨城県	45	1	2.2	2.2
栃木県	49	2	4.1	2.0
群馬県	42	1	2.4	2.4
埼玉県	63	3	4.8	3.3
千葉県	54	1	1.9	1.9
東京都	62	0	0.0	0.0
神奈川県	49	5	10.2	0.0
新潟県	58	4	6.9	6.9
富山県	56	4	7.1	7.4
石川県	60	2	3.3	3.3
福井県	55	1	1.8	0.0
山梨県	55	1	1.8	1.9
長野県	57	1	1.8	0.0
岐阜県	51	3	5.9	4.0
静岡県	48	2	4.2	2.0
愛知県	66	0	0.0	0.0
三重県	48	1	2.1	6.5
滋賀県	51	1	2.0	2.0
京都府	59	3	5.1	5.2
大阪府	53	1	1.9	0.0
兵庫県	49	3	6.1	0.0
奈良県	53	4	7.5	1.9
和歌山県	48	0	0.0	0.0
鳥取県	54	9	16.7	16.7
島根県	59	8	13.6	8.5
岡山県	48	3	6.3	2.2
広島県	55	0	0.0	0.0
山口県	57	1	1.8	3.5
徳島県	53	10	18.9	20.0
香川県	50	4	8.0	8.2
愛媛県	44	0	0.0	2.3
高知県	52	3	5.8	0.0
福岡県	48	0	0.0	0.0
佐賀県	52	3	5.8	3.9
長崎県	66	3	4.5	4.7
熊本県	56	1	1.8	1.9
大分県	44	2	4.5	6.8
宮崎県	45	1	2.2	2.3
鹿児島県	56	1	1.8	1.8
沖縄県	50	3	6.0	0.0
合計	2,486	113	4.5	3.5

政令指定 都市	委員総数 (人)	うち女性の 委員数(人)	女性割合 (%)	(参考) 前年の女性 割合 (%)
札幌市	62	4	6.5	6.6
仙台市	63	2	3.2	4.9
さいたま市	82	5	6.1	4.9
千葉市	69	2	2.9	4.4
横浜市	60	2	3.3	1.8
川崎市	68	3	4.4	4.7
相模原市	47	2	4.3	2.2
新潟市	61	4	6.6	5.1
静岡市	45	4	8.9	8.9
浜松市	32	2	6.3	6.3
名古屋市	63	8	12.7	13.3
京都市	47	3	6.4	6.5
大阪市	50	4	8.0	8.0
堺市	50	2	4.0	4.3
神戸市	61	1	1.6	1.6
岡山市	49	20	40.8	40.8
広島市	70	3	4.3	4.3
福岡市	68	6	8.8	3.1
北九州市	60	17	28.3	6.3
熊本市	62	5	8.1	6.6
合計	1,169	99	8.5	7.2

(備考) 1. 内閣府男女共同参画局資料より作成。
2. 平成24年4月現在。

コラム 10

地方防災会議における女性委員の割合が高い地域の工夫

地方防災会議における女性委員が少ない背景には、防災会議の委員がいわゆる「充て職」（特定の職にある者に委員を充てるもの）であり、構成委員の各機関の長のほとんどが男性であるという事情もある。一方、鳥取県（16.7%）、徳島県（18.9%）、岡山市（40.8%）、北九州市（28.3%）のように、女性委員の割合が15%以上の都道府県・政令指定都市もある。これらの地方公共団体は、首長の男女共同参画推進への強いリーダーシップが共通して見受けられるほか、各々に工夫も見られる。

例えば、地方公共団体の男女共同参画条例において審議会等の委員割合に関する積極的改善措置の規定があったり（鳥取県、岡山市）、委員となる県職員等に女性を充てたり（鳥取県）、公共機関として多くの女性がトップで活躍している看護協会や助産師会、社会福祉協議会等の医療・福祉関係の団体を構成員とする（徳島県、岡山市）などである。また、NPO、地縁団体等で活動している女性を委員に指名したり（岡山市、北九州市）、防災会議の委員を公募する地方公共団体（兵庫県三木市、鳥取市）もある。

コラム 11

地方公共団体における男女共同参画の視点からの防災対応

財団法人とよなか男女共同参画推進財団（大阪府豊中市）では、内閣府「地域における男女共同参画連携支援事業」により、行政、民間団体、市民等が連携して「とよなか女性防災プロジェクト」を立ち上げ、女性の視点による防災対策を検討した。「女性の視点を入れた避難所は、すべての人にやさしい避難所へとつながる」として、女性に配慮した避難所作りのヒントを「とよなか女性防災ノート」に掲載し、また、平時からの避難・備蓄用品の準備の必要性を世帯ごとに取りまとめた「とよなか女性防災キット」を提案した。

また、内閣府の同事業を活用し、沖縄県西原町では、町内にある大型ショッピングセンターにおいて、住民約850人が参加して、津波を想定した初めての避難訓練を行った。自治会及び女性団体等が連携して開催した検討会では、避難訓練の教訓として、車いすで避難する際は、上りのスロープでは下から押すとともに、上からも引くことが必要との指摘や、女性と高齢者で対応しなければならないことが多い昼間の避難では、要介助者を迅速・安全に避難させることが難しいといった課題が挙げられた。



とよなか女性防災ノート（豊中市）



老若男女が参加した避難訓練（西原町）

2 多様な主体の連携による支援

これまででも見てきたとおり、今回の震災では、国・地方公共団体、男女共同参画センター、大学、NPO、NGO、地縁団体、企業等の多様な主体が連携した支援が顕著な特徴として挙げられる。

前出の内閣府「男女共同参画の視点による震災対応状況調査」（平成23年）では、企業とNPO、男女

共同参画センターとNPO、男女共同参画センターと業界団体等、多様な組合せによる支援が報告された。これまで災害等の対応において男女共同参画について意識することの少なかった団体が、震災を機に、地域の女性団体等と連携することにより、新たに男女共同参画の視点から取り組む必要性を認識したという例も報告された（コラム12参照）。

コラム 12

災害対応をきっかけに女性支援の活動を始めた団体の例

宮城県登米市のRQ市民災害救援センター（「RQ」はレスキューの略）は、平成23年3月13日に発足した任意団体である。自然学校やエコツーリズムをまとめている特定非営利活動法人日本エコツーリズムセンターが中心となり、仲間を呼びかけて始まった。初期の自然学校関係者の集まりから市民有志が加わり、大きなボランティア団体となり、支援物資の配送、がれき撤去、避難所での子どもたちの交流の場づくり、お茶を飲みながら話を聞く会の開催等の活動を行った。

同年5月中旬に、宮城県登米市の登米市男女共同参画条例策定委員有志5人が立ち上げた「宮城登米えがおねっと」が、被災した女性一人一人を対象としたきめ細やかな支援を実施するため、市の担当職員や大学教授等の協力を得て、登米市内の避難所にいる女性全員（430人）を対象に個別ニーズ調査を行った。この調査に同行し、協力したことで、女性への専門的な支援の必要性を認識し、同年6月にRQ市民災害救援センターとは別に、「RQ被災地女性支援センター」を立ち上げた。

当初は、「なぜ女性に支援を集中しなければならないのか」という疑問が出され、立上げのときは内部の理解を得るのが難しかったが、女性を対象としたハンドマッサージ等、避難所でのイベントを通じ、女性たちの表情が徐々に明るくなっていく様子を説明するなどして、理解を得た。現在まで、コミュニティづくりの一環として仮設住宅での手作り講座や手作り品の生産・販売等のプロジェクトを継続している。

コラム 13

女性を対象としたボランティアツアーの開催

内閣官房震災ボランティア連携室（平成23年9月16日に廃止）は、観光庁を通じて、旅行業界に対し、ボランティアと観光を組み合わせたツアー（ボランティアツアー）の設定を呼びかけた。この結果、様々なボランティアツアーが展開された。

女性向けの情報誌を発行している出版社は、旅行会社と協力して、「働く女性のボランティアツアー」を企画した。これは、「ボランティアに行きたいが、交通手段や宿泊、食事等の問題があり、難しい」、「力仕事には自信がないが、何か被災地の役に立ちたい」といった女性からの声に応えるために企画されたものである。週末の土日をメインにプログラムを組み、参加者は女性限定とし、畑があった場所で小石、ガラス片を取り除くなどの女性でも作業しやすい内容のボランティア活動を用意した。夜には、現地の方や参加者同士がコミュニケーションできる時間を設けた。

平成23年8月から計8回実施され、約350人の女性が参加した。参加者からは、「被災地のことが気になっていながらも女性一人で出かける勇気もなかったが、女性限定の企画で良い経験をさせてもらった」、「自分の目で見てきたことを仕事にもいかしていきたい」といった感想が寄せられた。

また、地域における男女共同参画推進の重要な拠点である男女共同参画センターは、日頃から情報提供、広報・啓発事業、相談事業等を通じて、地域に根ざした活動を行う様々な団体との連携体制が整っている利点をいかして、災害時においても、これらの団体が行う支援活動の中核や結節点となった。女性向け支援情報の提供や支援物資の提供等、全国の

男女共同参画センター同士のネットワークを活用し被災者支援を行ったほか、これまでの知見をいかして、女性や子育て家庭に配慮した男女共同参画の視点による避難所・仮設住宅での支援を行うなど、大きな役割を果たした（コラム14参照）。

さらに、多様な団体が被災者への支援を行ったことにより、様々な課題も見えてきた。前出の内閣府

「男女共同参画の視点による震災対応状況調査」(平成23年)では、病気の子を持つ親、外見では分かりにくい発達障害や内部障害のある者、アレルギー等で特別な対応が必要な者、性同一性障害を有する者、

配偶者からの暴力の被害者、日本語が十分に理解できない外国人等が、避難所等において困難を抱えていたことが報告されている(コラム15参照)。

コラム 14

男女共同参画センターにおける取組例

内閣府、特定非営利活動法人全国女性会館協議会及び公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会は、「災害時における男女共同参画センターの役割調査」として、平成23年7月から8月にかけて、男女共同参画センターによる被災者支援等の災害対応の活動について調査を実施した。インタビュー調査によって被災地にある男女共同参画センターの災害対応活動の詳細が明らかになったほか、アンケート調査によって、被災地はもとより、全国各地の多くの男女共同参画センターが多様な被災者支援の活動を行ったことが把握された。

仙台市男女共同参画推進センターでは、日頃から連携していた特定非営利活動法人イコールネット仙台と協力して、避難所にいる女性たちの洗濯物を受け取り、ボランティアの女性たちが自宅等で洗って乾かし、持ち主に届ける洗濯代行サービスを立ち上げた。

埼玉県男女共同参画推進センターでは、近接する「さいたまスーパーアリーナ」が県外からの被災者のための大規模避難所となったことから、乳児や障害を持つ人等にシャワー室の提供を行ったほか、ボランティアスタッフによるカウンセリングや子育て支援活動、アリーナ内の女性総合相談窓口の開設等を行った。

茨城県では、震災被害が点在しているため、変わらない日常を送っている人と、日常が一変してしまった人が隣り合わせにいる状態が続いている。茨城県女性プラザでは、「支援活動に参加したい」、「仲間と出たい」と考える住民の活動・出会いの場となった。

コラム 15

災害時に改めて認識された課題

避難所では、避難者のニーズ等を把握するために、避難者名簿を作成することが欠かせないが、配偶者からの暴力の被害者にとっては、避難者名簿に記載され、公表されてしまうことにより、加害者に居所が知られてしまうという問題があった。被害者から「避難者名簿に載せないでほしい」という要望があり、地方公共団体によっては、名前を載せないという配慮を行った。

配偶者からの暴力等の事情により、離婚していないが生活の本拠は別としている夫婦等の場合、被災者生活再建支援金は世帯主に対して支給されるため、支援金を受け取れなかったり、災害弔慰金や災害障害見舞金が、生計維持者とその他の者では金額が異なっているなどの課題もあった。義援金については、地方公共団体によっては、個人単位で支給している。

また、震災による突然の死別で父子家庭となった男性からは、「料理ができない」、「子どもを無認可保育所に入所させたが、残業・出張等になると預けるところがなく困っている」といった生活上の困難や、遺族基礎年金が父子家庭には支給されないなどの訴えがあった。

さらに、男女別のトイレ、更衣室等は重要であるが、性同一性障害等を有する人にとっては、トイレやシャワーが男女2つのみに分けられていることにより困難があった。これらの人々への支援を行った団体からは、男女別のものとともに、いずれの性別の人でも利用できるものも設置してあるとよいとの声が寄せられた。

3 男女共同参画社会の実現と防災・復興

災害対応における男女共同参画の視点は、防災基本計画に平成16年に初めて盛り込まれ、男女共同参画基本計画（第2次）（平成17年12月27日閣議決定）でも、新たな取組を必要とする分野の一つとして防災（災害復興を含む）が盛り込まれた。また、第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日閣議決定）では、「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」が新たに重点分野の一つとして位置付けられた。さらに、国際的にもジェンダーの視点からの災害対応についてしばしば強調されてきた。

平成7年の阪神・淡路大震災や16年の新潟県中越地震に比べると、東日本大震災においては、発災直後から男女共同参画に関する問題提起がなされるなど、災害時の男女共同参画の視点は人々の間に浸透しつつあることがうかがえる。

しかしながら、東日本大震災においても、避難所において女性用の物資が不足したり、授乳や着替えをするための場所がなかったり、「女性だから」ということで、当然のように避難所の食事準備を割り振られたり、仮設住宅の運営が男性だけで取り仕切られていたりというように、様々な場面において男女共同参画の視点が不十分な現状が報告された。

また、震災に関連する様々な統計のうち、避難者数や新卒者内定取消し者数については、男女別データの不備のため、現状等を分析するのが困難なものとなっている。被災地では、被災者の置かれた状況を把握するための様々な調査が実施されているが、男女別で把握・分析されていないものも多い。災害発生時やその後の避難、復旧・復興の場面において、女性は男性とは異なる状況・立場に置かれており、今後は男女別データを整備していくことで、より効果的で、きめ細かい対策の立案に結び付けていくことが重要である。

第1節以降で見えてきたとおり、東日本大震災では、高齢者を中心に女性の死者が男性を上回り、都道府県間の人口移動でも福島県では男性よりも女性に大きな影響が見られた。震災後の雇用状況や健康状況についても、男性に比べて女性の置かれている状況が厳しくなっている。相談窓口に寄せられた相談からは、家事、子育て等の家庭的責任が女性に集中し、負担が増大していることや、様々なストレス

により女性に対する暴力が発生していることもうかがえる。このように、女性は、男性に比べて、総じて災害の影響を受けやすいことが見て取れる。

復興に関しては、被災地での女性の雇用情勢が特に厳しいものとなっており、女性の就業先の確保は大きな課題である。女性の就業を支援するとの観点からも、女性も含む被災地での起業を支援することが必要であり、資金の提供やノウハウ面のサポート等の拡充が求められる。

一方、仮設住宅における孤立化についての懸念は、日頃から地域社会との関わりが少ない男性が目立ち、震災後に飲酒量が増加した者も、女性に比べて男性の方が多くなっている。

避難生活やその後の復旧・復興プロセスにおいて、男女のニーズの違いに配慮が必要であった。

他方で、東日本大震災の災害対応の現場において、救出・救助、被災者支援、復旧・復興、防災の担い手として、多くの女性が活躍していた。しかしながら、国を始めとして防災や復興に係る意思決定の場での女性の参画割合は低い。

避難所、仮設住宅等では女性や子育て家庭に十分な配慮がなされないことによる課題も見られたが、女性が運営に参画することにより解消した例もあった。また、被災地において、女性がこれまでに培った経験・ネットワークをいかして、多様な団体と連携し、きめ細かな被災者支援を行った。

防災・復興の担い手として、女性は一層の活躍が期待され、防災基本計画や東日本大震災からの復興の基本方針にもあるように、女性の参画拡大を促していくことは今後の課題でもある。

以上に見てきたとおり、東日本大震災の教訓からは、災害対応における男女共同参画の視点が重要であること、多様な主体による円滑な災害対応のためには、国・地方公共団体、男女共同参画センター、大学、NPO、NGO、地縁団体、企業等の日頃からの連携が重要であること、また、防災・復興における政策・方針決定過程への女性の参画が必要不可欠であることが改めて明らかとなった。

災害に強いまちづくりのためには、土地利用や施設整備の在り方について検討し、避難場所や避難路等を計画的に整備することに加えて、そのような検討のプロセスに男女共同参画の視点を取り入れるこ

とにより、地域における生活者の多様な視点を反映した現実的かつ継続的な対策を実現させることが重要である。男性に比べて災害時に負の影響を受けやすい女性は決して守られるだけの存在ではなく、平時から男性とともに災害への備えに主体的に取り組むべき存在でもある。

声を出しにくい人々、あるいは声を出してもその声が届きにくい人々に配慮し、誰をも排除しない包摂型の社会づくりを行っていくことは、災害による

影響を受けやすい脆弱な人々の社会的排除（地域社会で人間関係を保てずに孤立したり、必要なサービスを受用できなかったりする状態）のリスクを低減することにつながる。この視点は、被災地あるいは災害発生時に限られることなく、社会全体の在り方に関わるものとして日頃から必要とされるものである。男女共同参画社会の実現は、災害に強い社会づくりでもある。

コラム 16

国際会議で再確認された「災害とジェンダー」の視点

国連本部で開催された第56回国連婦人の地位委員会（以下「CSW」という。）において、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が2012年3月9日にコンセンサスで採択された。本決議は、東日本大震災から1年になるに当たり、日本の経験や教訓を各国と共有し国際社会の理解を深めるとともに、より女性に配慮した災害への取組を促進することを目指して、我が国として初めてCSWに提出したものである。

国際社会ではこれまでも、災害対応や復興、防災にジェンダーの視点や女性の政策決定過程への参画促進が必要であると繰り返し指摘されてきた。CSWにおいては、これまで合意結論（第46回、2002年）や決議（第49回、2005年）がまとめられ、第4回世界女性会議「北京行動綱領」（1995年）、国連防災世界会議「兵庫行動枠組」（2005年）等でも同様に、災害におけるジェンダーの視点の必要性について言及された。

本決議には、こうした既存の文書を基に、今回の震災対応から得られた内容が更に盛り込まれた。具体的には女性及び子ども、高齢者、障害者等の脆弱な人々への配慮の必要性とともに、それらの人々が参画することで包摂型の社会づくりを行うことの重要性を強調しつつ、(ア)女性や子育て家庭の視点やニーズへの配慮、ジェンダーに配慮した復興プロジェクトの策定・実施、(イ)女性に対する暴力への特別な配慮と人身取引を含む搾取の予防、暴力被害者の保護、法的その他のサービスの提供、(ウ)性別や年齢別のデータを整備し、ジェンダーの視点から災害救援を記録し、好事例を共有するとともに、防災計画等に活用、(エ)女性ニーズに配慮するための女性ボランティアの役割の重要性の認識・奨励等を各国、国際機関等に求める内容となっている。

【参考4】東日本大震災に対応した内閣府男女共同参画局の主な取組

	主な出来事	内閣府男女共同参画局の主な取組
平成23年 3月11日	・東北地方太平洋沖地震発生 ・緊急災害対策本部（本部長：内閣総理大臣）設置	・非常災害対策要員として緊急災害対策本部に職員を派遣（3/31まで）
3月12日	・東京電力福島第一原子力発電所1号機で水素爆発発生	
3月14日	・東京電力福島第一原子力発電所3号機で水素爆発発生	
3月16日		・避難所等での生活に関する対応を依頼する「女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応について」を緊急災害対策本部に送付し、関係機関及び地方公共団体への周知を依頼
3月17日	・緊急災害対策本部の下に、被災者生活支援特別対策本部（本部長：防災担当大臣）設置（5/9に「被災者生活支援チーム」に名称変更）	
3月18日		・政府の緊急災害現地対策本部（宮城県）に職員を派遣し、現地情報の収集、男女共同参画センター、NPO等との連携を実施（7/29までに延べ15人（女性8人、男性7人））
3月24日		・「女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応について」の一部修正、及び相談窓口の開設と周知を依頼する「女性被災者に対する相談窓口の設置及び周知並びに懸念される女性に対する暴力への対応について」を地方公共団体、緊急災害対策本部、被災者生活支援特別対策本部に送付
3月30日		・岩手県・宮城県・福島県の相談窓口の情報をまとめた「暴力に関する相談等について」を公表
4月1日	・災害の呼称を「東日本大震災」に決定	・局ホームページに災害対応ページを開設（以降、随時更新）
4月4日		・ボランティアの安全や避難所運営に当たっての女性の意見の反映を依頼する「東日本大震災に関しての女性や子育てのニーズを踏まえた被災者支援等について」を地方公共団体に送付
4月11日	・東日本大震災復興構想会議開催を閣議決定（4/14から11/10まで13回開催）	・壁新聞（第3号）、地方紙記事下広告に女性の相談窓口の電話番号等の情報を掲載
4月25日		・官民の関係者による現地情報交換会（宮城県）開催（5/11,5/25,6/23の4回開催）
4月26日		・壁新聞（第7号）に女性・子育て家庭への配慮の好事例を掲載 ・厚生労働省「生活支援ニュース」に女性の相談窓口の情報を掲載 ・阪神・淡路大震災等の事例を取りまとめた「復興・生活再建への女性の視点：阪神・淡路大震災等における参考事例」を公表 ・男女共同参画会議有識者議員が「東日本大震災の復興に当たって（提言）～復興に男女共同参画の視点を～」を提言
5月2日		・女性被災者等に対する政府の支援を取りまとめた「被災者の多様なニーズに対応した支援について」を公表し、地方公共団体に送付（以降、随時更新）
5月9日		・局の事業（女性の悩み・暴力相談及びアドバイザー派遣事業）の活用を促す「東日本大震災に関する新たな事業の実施について」を公表
5月10日	・東日本大震災復興構想会議「復興構想7原則」決定	・岩手県において女性の悩み・暴力相談事業を開始
5月12日		・女性の就労等のために活用できる支援情報を取りまとめた「女性の就労等のための支援情報一覧」を被災地方公共団体に送付（12/8、翌年2/1に内容更新）
5月20日	・緊急災害対策本部「東日本大震災に係る被災地における生活の平常化に向けた当面の取組方針」決定	
5月23日		・職員が現地で聞き取った好事例をまとめた「東日本大震災における女性の視点・ニーズを反映した避難所での好事例」を公表
6月6日		・男女共同参画推進連携会議の議員が「東日本大震災復興へ、女性の視点と力を」を提言
6月20日	・東日本大震災復興基本法成立（6/24施行）	
6月23日		・仮設住宅での留意点をまとめた「男女共同参画の視点を踏まえた仮設住宅における災害対応について」を被災地方公共団体に送付
6月24日	・東日本大震災復興対策本部及び岩手、宮城、福島現地対策本部設置	
6月25日	・東日本大震災復興構想会議「復興への提言～悲惨のなかの希望～」決定	・政府広報ラジオ番組にて男女共同参画の視点からの災害対応について周知

	主な出来事	内閣府男女共同参画局の主な取組
6月28日		・仙台市にて「東日本大震災復興に向けてのシンポジウム in 宮城」(主催：内閣府、宮城県、仙台市、財団法人せんだい男女共同参画財団)開催
7月20日		・男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会が「男女共同参画の視点からの東日本大震災への対応について(提言)」を取りまとめ
7月29日	・東日本大震災復興対策本部「東日本大震災からの復興の基本方針」決定	
8月1日		・局ホームページ等で「東日本大震災からの復興の基本方針」を周知
8月3日		・「災害時における男女共同参画センターの役割調査」として職員を現地に派遣(以降、8回にわたり派遣。調査結果は翌年4/9公表)
8月24日		・仙台市にて「宮城復興・女性シンポジウム」(主催：内閣府、共催：宮城現地対策本部)開催
9月1日		・宮城県において女性の悩み・暴力相談事業を開始
9月20日	・東日本大震災復興対策本部事務局に「男女共同参画班」が新設	
9月30日		・「男女共同参画の視点による震災対応状況調査」開始
10月22日		・岩手県盛岡市にて「東日本大震災復興に向けてのシンポジウム in 岩手」(主催：内閣府、岩手県、岩手県男女共同参画センター)開催
12月9日	・復興庁設置法成立(2/10施行)	
12月15日		・女性、子ども・若者、高齢者、障害者等の多様な視点を反映した取組を依頼する「復興の過程における多様な視点の反映について」(東日本大震災復興対策本部事務局、内閣府政策統括官(共生社会政策担当)、内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室と連名)を被災地方公共団体に送付
12月27日	・中央防災会議「防災基本計画」修正	
平成24年 1月12日		・男女共同参画の視点からの取組等を「男女共同参画の視点からの「東日本大震災に係る復興基金」の活用例」、「男女共同参画の視点を生かした地域における暮らしの再生に関する事例」及び「阪神・淡路大震災におけるコミュニティビジネスに関する事例」として取りまとめ、被災地方公共団体に送付
1月23日		・厚生労働省「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創造事業」の周知について被災地方公共団体に送付
2月10日	・復興庁発足	
2月11日		・福島県において女性の悩み・暴力相談事業を開始
2月15日		・復興に向けたまちづくりに関しての留意点等をまとめた「男女共同参画の視点を生かした復興まちづくり」を被災地方公共団体に送付
3月9日	・国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	
3月13日		・厚生労働省「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創造事業」における提案企画書の記載例について被災地方公共団体に送付
3月14日		・男女共同参画会議決定「今後の取組事項について」の中で、防災・復興における男女共同参画の一層の推進を明記

(備考) 内閣府男女共同参画局ホームページ <http://www.gender.go.jp/saigai.html>